(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策) 項目名 該当法令等 制度の現状 その他 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) 金融商品の販売等に関する法律 列挙される金融商品におい は、読んで聞かせる説明義務を課 しておらず、不動産特定共同事業 まの説明義務の過度な規制を緩和 「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではな 法の説明義務の適度な規制を緩和
す本事項については、平成15年3月
に閣議決定された「規制改革推進
3か年計画(再改定)」してより、
で、「電子機器を活用してより、
で、「電子機器を活用してより、
で、「電子機器を活用された。
で、「電子機器を活用された。 不動産特定共同事業契 い。 「説明」の概念の定義が法律上存 在しないが、現在の運用は宅地建第24条第1項 物取引業法第35条の重要事項説 5008 5008120 オリックス(株) 12.1 約締結に係る説明義務 明と同等と解釈されているのが一 活用されるよつ音面交付手続寺に確けるよう音面交付手続寺になける電子機器の活用形態の明形態の明を子機消費者保護を持ちまった。 いの未然防止を図りつつ、検討活けによっな電子機器の表でが、現行行い、どのような電子機器の表でが、現行情面に記名捺印」にでいる。 明と同寺と解析されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである(説明には、約1時間程度の時間が必要となるケースが多い)。 該当するのかについて、 投資信託や商品ファンド等他の金 融商品を販売する場合には書面の 也法令との整合性を図りつつ明確 殿向品を販売する場合には書国の 交付義務こそあれ、読んで聞かせ るような説明義務までは課してい ない、建設省が本要望につき「措 置困難」としている理由に、不動 産特定共声事業契約は複雑である こと、どを挙げているが、それらし とはい姿体質をないのへを動きませい。 不動産特定共同事業商品の契約の こする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」と 申込者が、契約の内容等について 十分知らないままにその締結を行 国土交通省 金融庁 うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、 適切に 情報が開示されていることが不可 12.2 5008 500812 オリックス(株) 不動産特定共同事業者は、不動産 特定字共同事業が成立するまでの 間に、不動産特定共同事業契約の 約締結に係る説明義務 の撤廃 第24条第1項 あって主務省令で定めるものにつ いて、書面を交付して説明しなけ 検討の結果についての情報開示を 要望するとともに、検討を踏まえ て、早急に説明義務の過度な規制 情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが、消費者保護やトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられま、独制改革推進3か年計事業のおれた不動産特定共同にの記載された不動産特定共同以て「は、現在具体的な措置内容の検討を行っているところ。 点は投資信託等の他の金融商品と何ら変わるものではない。 「金融商品の販売等に関する法 「金融商品の販売等に関する法 建) においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではな 明まで要求しているものではない。・「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務のコストは多大なものである(説のコストは多大なものである(説のコストは多大なものである(説のコストは多大なものである)が、本動産特定共同事業活用には、約1時間程度の時間が必不動産特定共同事業活用には、約1時間程度の時間が必不動産特定共同事業活用には、約1時間程度の時間が必ず、本動産等に共同事業活用を設定する。 議さい。 業法の説明義務の過度な規制を緩 和すべきである。・「規制改革推 進3か年計画(再改定)」におし て、「電子機器を活用してより低 廉な費用で不動産特定共同事業が 活用されるよう書面交付手続等に おける電子機器の活用形態の明確 不動産特定共同事業契 (社)リース事業 約締結に係る説明義務 の撤廃 がりる電子機器の沿吊が窓の店舗 化について、(中略)検討を行 い、どのような電子機器の活用形 態が、現行制度の「書面を交付し 5034 品を販売9 る場合には吉園の交付 義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。建設省が本要望につき「措置 困難」としている理由に、不動産 特定共同事業契約は複雑であること、元本保証がされていないことなどを挙げているが、それらの点付は物密体がでから、 窓が、現行制度の、書面を交付して説明」「書面に記名捺印」にないまな当するのかについて、他法令との整合性を図りつがあれば、制度改計を決して、必要があれば、制度改計のといいての情報開示を要望す」を対しませ、となった。 るとともに、検討を踏まえて、「 急に説明義務の過度な規制を緩 することを強く要望する。 は投資信託等の他の金融商品と何ら変わるものではない。

(回答欄) 制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 措置の 措置の 分類 内容 該当法令等 制度の現状 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 その他 動車の生産・販売・流通に伴 び要となる諸行政手続(検査 手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは 代行申請をする自動車関連業界 道路運送車両法、自動 登録~国、車庫証明・納税~b 方、自賠責保険確認~国)等の電 化は、規制改革推進3ヵ年計画 代行申請をする自動車関連業界通路運送車両法、自動 (自動車リース業界も含む)に多車登録令、関係省令、 大な負担を強いている。 リース会社の税の申告・納付事務(保等に関する法律、関国土交通省 等は膨大であり、これらの事務作係政省令、自動車重量財務省 業の効率化、円滑化の観点から、 電子化(書式の全国統一化)を図 る必要があると考えられる。 電子化の検討に際しては、利用者 の意見を充分に反映させることに 自治体条例 等 、関係政省令、地方税 電子化の検討に際しては、利用者 は、関係政省令、地方税 電子化の検討に際しては、利用者 は、関係政省令、地方税 電子化の検討に際しては、利用者 は、関係政省等等 おいて 平成17年を目標に稼む 開始(平成15年目途に一部地方2 共団体で試験運用)となっている 自動車の生産・販売・ 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化 の早期実現等 これを実現するため 下記 5008 500824 オリックス(株) 24.1 事項を含め早急に検討・具体化 こいくこと。 検査・登録等諸手続〇自動車の 検査・登録手続等の電子化〇軽E 動車の検査・届出手続等の電子 よって、電子化による混乱等が生 じないよう配慮する必要がある。 つ 納税証明書の添付に代わる電 D検討〇抹消・移転登録手続(自動車取得税の納付手続〇納付 手続の電子化 自動車保有に関する手続(検 自動車税・軽自動車税納付及び 遠付手続〇納付及び還付手続の電 子化 ○電子化に向けた納付 及び還付手続の合理化〇納税に係 査・登録、保管場所証明、自動車 関係諸税等の納付等)のワンス トップサービスよる雷子化につい ては、平成17年を目標にシステ ム稼働を目指すこととしている。 このワンストップサービス化に 行政と所有者の有する電子情報 道路運送車両法第7 国十交诵省 よって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項 条、第12条、第13条、 第15条、第59条、第62 条、第97条の2第1項 財務省經察庁 オリックス(株) 24.2 重量税納付手続等○納付手続等 の一本化等、申請手続の合理化が 図られることとなります。その 際、入力項目を集約した申請画面 地方税法第699条の 11 地方税法第151 条、第151条の2、第 保管場所証明由請手続()由請 保官場所証明中請子続し中請す 続の電子化及び電子化に向けた申 請手続の全国統一化〇電子化に向 祭、第151祭の2、第 152条 自動車重量 税法第6条、第10条、 第10条の2 自動車 の保管場所の確保等に 関する法律第4条、第5 条、第6条、第7条、第1 3条 自動車保有関係手続は、自動車の 検査・登録を受けるために、運輸 で 間する法律第4条、第5 都道府県税事務所等、それぞれの 行政機関に出向いて手続を行う必 機構の際は10年と や税・手数料のまとめ払いといっ や税・手数料のまとめ払いといった大量に自動車を保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。まな、平成15年度には、一部地域でシステムの実用化に係る試験運用を行う予 ナた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電 白動車の生産・販売 流通に伴って必要とた る諸行政手続の電子化 の早期実現等 子化及び電子化に向けた手続の 定。 軽自動車についてワンストップ サービス化する際には、軽自動車 検査協会で現在独自に行われている 事務手続についても接続のイン ターフェイスを統一化すること等 により、申請者負担の軽減がでいる。 フェストラにするためで発 13余 巨動単損害賠 償保障法第9条 道 路運送車両法第22条及 所有者に対する所有自動車に係 3登録事項等の電子的開示 国土交通省 財務省 総務省 び平成13年11月6日付 け国自管61号通達「登録事項等証明書交付請 オリックス(株) よお、試験運用を行う際、大量の 5008 自動車を所有するリース会社の事 務手続等を考慮して、その運用に 当たっての検討等を行うこと。 求者及び自動車検査証 れるようにする方向で検討してい 再交付申請者等に対す もところ。 自賠責保険の付保確認は電子的 いて、 ・自動車の生産・販売・流通に 半って必要となる諸行政手続(検 査・登録~国、車庫証明・納税~ 「具体的規制改革要望内容」欄 より続く) 上や個人情報の保護等の観点から 検討する。 保管場所証明申請手続〇申請手 続の電子化及び電子化に向けた申 請手続の全国統一化〇電子化に向 自動車の生産・販売 (社)リース事業 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化 の早期実現等 たっての検討等を行うこと。 参考資料・「自動車保有関係手続

に係る行政と所有者の有する電子 情報の交換 重量税納付手続等 分納付手続等の電子化 (以下「その他」欄に続く)

(回答欄) 措置の概要 (対応策) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の 措置の 分類 内容 該当法令等 制度の現状 |表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) 項目名 その他 現在、港湾・輸出入手続に関係する各省庁は、2003年度のできるだけ早い時期に港湾・輸出入手続のシングルウィンドウ化を実現すべく作業を進めているであるが、これは単に既存のできるだが、これは単に既存のできるであるが、これは単に既存のできるであるが、これは単に既存のできるとしてより、予度をはいるでは、これが、一般のでは、一般 全ての港湾・輸出入関連手続をなる として、申請の必要性が失われ (1)輸出入・港湾関連手続のシ ングルウィンドウ化については、 関係府省と連携、協力しつつ、平 成15年7月23日にこれを実現する -もの、申請の中で削除できる」 1、さらに省庁間に共通する項目 フ標準化、統一化できるものを拍 出した上で、申請手続を徹底的に 3 港湾・輸出入手続き等 の一層の簡素化 (社)日本船主協 5036 5036030 成15年7月23日にこれを実現することとした。 (2)シングルウィンドウ化に当ちたっては、利用者にとってストで使い代すく、運用に当たむ虚人である。 (2)シングルウィンドウ化使い代している。 で簡素なシステムを構築するよう。 取り組んでシングルウィンドなよのよう。 なを全国6カ所で開催するなめない。 会を全国6カ所で開曜にも努めてきたところである。 削減・簡素化するよう要望する。 港内における船舶交通の安全及 び港内の整とんを図るため、特定 氏筒利用者の意見聴取にも分の くきたところである。 (3)また、手続の徹底した見直 しについては、規制改革推進3か 年計画(再改定)において、今回 のシングルウィンドウ化の成果と 問題点を踏まえ、改めて輸出人・ は本に関するその会に 港に入出港等する船舶は、港則法 に基づいた各種申請等を港長に対 2003年7月に、輸出入・港湾関連 手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価で 輸出入・港湾諸手続の z1200030 簡素化促進及びワンス 港則法 て行わなければならない。 港湾の適切な運営・管理のた め、港湾に入出港等する船舶は、 条例等に基づいた各種申請等を港 トップサービスの実現 きるが 各種由請の見直しや現 申請書類の徹底した簡素化な 電子化に先立って行うべき 港湾に関する全ての手続の徹底し 湾管理者に対して行わなければな た見直しを行うこと等について、 関係府省とともに検討することと しているとともに、IT戦略本部に 出入・港湾諸手続全般の業務改革 例えば、シングルウィンドウ化に より、複数の官庁で共通する手続 について同時に送信することが可 BPR)については甚だ不十分で 「具体的規制改革要望内容」欄 よる電子政府構築計画においても、国際標準も考慮しつつ、既存の業務・システムに係る最適化計 より続く) について同時に送信することか。 能となったものは、入・出港属 等、ほんの一握りに過ぎず、従来 通りの紙ベースでの手続きが数多 く残されているのが損状である。 このままでは、シングルウィンド ウシステムの運用が開始されて 転輪出入・港湾諸手続の簡素 。 ングルウィンドウ化に当たっ[・] スティット ファイン マーフ マース はいます (1) 民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出する さらに、信頼性が高い荷主の包括 事前審査適用貨物については、包 括事前審査制度の有するコンプラ 輸出入・港湾諸手続の 簡素化促進およびワン ストップサービスの実 画を2005年度末までのできる限り 早期に策定すると位置付けてい (社)日本経済団 5102 と、(2)申請の中で削除でき 項目を可能な限り削除するこ イアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度 。 (4) 今後も、シングルウィンド ウシステム運用開始後における利 用者意見等を適宜聴取しつつ、引 き続き輸出人・港湾関連手続の一 る頃日を可能は限り削減すると と、(3)省庁間での共通頃目を 標準化、統一化すること、が必要 不可欠である。その上で、全ての 手続きを終るし、1回の入力・送 信で複数の申請を可能とするシス の可能な限りの運用弾力化を図る など、物流効率化の促進を図られ たい。 、輸出入・港湾諸手続の簡素 、物流効率化、ひいては産業競力の強化につながらないことが も、輸出入・ 化、物流効率 争力の強化に 懸念される。 層の簡素化等について、関係府省 とともに検討を進める。 日で複数の中間を可能とするクステムを整備すべく、全関係省庁に内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このE (以下「その他」欄に続く) 建設事業にとって必要不可欠な建 建設事業にとって必要不可欠な達し 設資材等の連搬を行っているダン プカー、コンクリートミキサー車 車両総重量 2 0 トン 電車両総重量 2 0 トン 単本の 等については、輸送の効率化等にに条、車両制限令第3条 資するため、車長、軸距にかかわ らず3 軸車 2 5 トンまでの車両総 重量規制緩和を図られたい。 (社)全日本ト ラック協会 3軸車25トンまでの 3軸車25トンまでの規制緩和 5057 規制緩和 ダンプ、ミキサ車等は狭い作業 現場で使用されることが多く、ホ 現場で使用されることか多く、ホイールペースの短い車両が適している。しかし、車両総重量25トン化の規制緩和に伴い、ホケールペースによる制限が設けられたため、現状では、作業現場に合わせたホイールペースの短い20トン車本体用している。 3 軸車の総重量規制の z1200040 たがイーが、一人の短いないフェ を使用している。 また、22トンないしは25トン車 が必要な場合、連転に困難が伴う道路運送車両の保安基 実い場所で、長いホイールベース の車両を使用せざるを得なくなっ ており、安全性の面からも問題が まる 最遠軸距による制限をなくし、「 53 3 軸車の軸重規制緩和 5102 体連合会 重制限のみとすべきである。 ~。 大刑ダンプけかつて年間1万台 程度(96年度実績:14,744台)の 需要があったが、積載量の制限が 強いため、代替意欲に繋がらない ことなどから、現在では4,000台 程度に低下している。積載量増加 により代替需要が期待できる。

(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 措置の 措置の 分類 内容 該当法令等 制度の現状 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) 項目名 その他 車高に係る規制緩和については、 平成15年3月28日に閣議決定 された規制改革3ヶ年計画におい された規制改革3ヶ午計画において、「15年度検討・実施」すると明記されているが、物流の効率 国土交通省 車両制限 国土交通省 事令第3条第1項第三号 警察庁 ら4.2mへの緩和を求めるとともに、その他の車両についても、 車高規制の緩和については、総 合規制改革会議第2次答申を踏ま 車高についての規制緩 (社)全日本ト ラック協会 5057 車高についての規制緩和 505706 え作成された「規制改革推進3か 年計画(再改定)」(平成15年 3月28日閣議決定)において、 対対 (1 回 間 は) を (1 回 で) を (2 回 で) を (3 回 で) を (4 回 で) を (4 回 で) を (5 回 で) を (6 回 で) を (6 回 で) を (6 回 で) を (7 回 道路法第47条第1項 現行の3.8mから4.1mまでに 及び第2項 車高の一般的制限値は3.8m。 背高海上コンテナ積載車両の車高 車両制限令第3条第1 の許可限度は4.1m。 早期に緩和されたい。 z1200050 車高規制の緩和 を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて、 中成15年度中に検討し、実施するとされたことを受けて、現在、 規制の見直しについて検討を進め ているところ。 「規制改革の推進に関する第2次 ・規制以単の推進に関する第2 次 管申」を認まえつつ、物流効率化 に向け、国内で流通している3種 類のコンテナ(40フィート標準、 40フィート背高、20フィート)を 輸送し得るストレートシャーシを 利円館とするため、車高規制を 早期に緩和すべきである。 物流の効率化、低コスト化を実現するため、高さ制限を早期に現行 ISO規格国際海上コン テナ積載車両の「高 国土交通省 警察庁 社)日本経済団 54 5102 510254 体連合会 D4.1mから4.2mへと緩和すべる さ、制限の緩和 従来の申請手続きでは、申請に必 要な書類が申請方法、申請区分、申請車種等により異なり加えて申請窓口も申請経路を管轄する道路 情感にも下海の経過を目標りの温度 管理者によって異なります。ま た、いったん許可を得ても許可期 当該車両を通行させようとするも 間。更新が生じた場合は更新申 国土交通省 道路法第 のの申請に基づいて、車両の通行 を許可することとなっている。 が生じた場合は変更申請が必要と「おいる」を許可を完全に なり、申請権用も別途必要となり なり、申請権用も別途必要となり なり、申請事業者の 特殊車両の通行許可申 請及び更新手続き等の 事務の簡素化 (社)全日本ト ラック協会 5057 505709 特殊車両通行許可手続について は、「規制改革推進3か年計画 (再改定)」(平成15年3月2 はり、中間時間では ます。このように、中部事業者の 申請に係る事務負担とコストの軽 減をするため申請窓印を一本化 し、申請書類の必要が数を減ら し、申請手数料を見直す等、申請 手続きの簡素化を図られたい。 8日閣議決定)において、電子申請の導入と併せて申請書類の電子 化、審査期間の短縮、申請書類の 21200061 特殊車両通行許可手続 続等を定める省令第6 書類の添付が必要。 削減、提出部数の削減等の簡素化 について、平成15年度中に検討し、措置するとされたことを踏ま し、消直するとこれにここで明め え、現在、簡素化する内容の具体 化を進めているところである。 年々高度化する物流ニーズへの的 14 で同反にするが加工 一大・パット 確かつ迅速な対応に資するため、道路法第47条の2 申請および更新等に際しての手続 車両の通行許可の手続 方法、添付書類等の簡素化および き等を定める省令第6 持殊車両の通行許可申請および申 (社)日本経済団 体連合会 55 特殊車両の通行許可申 請手続の簡素化 清手続き等の事務を簡素化すべき 5102 10255 審査期間の短縮等、事務手続きの条 一層の簡素化を図るべきである。 特殊車両通行許可を申請(新規・ ・企業において、物流のトータルコ 更新・変更) する際、経路が異な る道路管理者の管理する道路にま たがる場合手変解が徴収されている。 え、トの削減が求められる今日、国 を数がする経路に満 たない場合も1,500円の手数 たない場合も1,500円の手数 をない場合も1,500円の手数 をない場合も1,500円の手数 がお収されているため、1経路 あたり300円という経路 にも、輸送コストの削減はその輪 た計算の方法が妥当ではないかと 表える。また、更新・変更時ははいかと 大いの計算方法へ変更する。 また、更新・変更時は、手数料を がり、ひいては、荷主企業のコス よに、更新・変更時は、手数料を がり、ひいては、荷主企業のコス と関係を10元とによる がり、ひいては、荷主企業のコス を関係を10元とによる がり、ひいては、荷主企業のコス を関係を10元と対象を がり、ひいては、荷主企業のコス を関係を10元ととによる がり、ひいでは、荷主企業のコス を関係を10元と対象を がり、ひいでは、荷主企業のコス を関係をより、新規申請時より減額する のと考える。 本第量が軽減されると考えら れるので、新規申請時より減額する のと考える。 本第2元を提致 付路・複路)×ト ラクター数より算出されており、 その費用は、運送業者の大きな負担となっている。 手数料は、道路管理者間協議に 必要な経費として徴収しているものであるが、その見直しについては、現状の道路管理者間協議の実態等を調査の上、今年度中に見直 特殊車両通行許可申請 時の手数料計算方法の z1200062 特殊車両通行許可手数 料の見直し 車両制限令第16条 許可に係る協議手数料は、1件につき1,500円。 名古屋港管理組 2 しの可否を判断する。 担となっている。

(回答欄) 措置の概要 (対応策) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 項目名 該当法令等 制度の現状 その他 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) NAS電池は電力会社の変電所、一般の電力需要家のが小に設置された製品に対しては技術上の特別を認める規制緩和が平成11年に表間に電力を貯蔵し、量間に指置されている。安全性能が確認といて利用が広まっている。近年は「認された製品は建築基準法においても関係に規制緩和措置をとって、接近では公聴会、建築審査会が必要、特に電力需要が外に設置されるとなっている。安全性能が確認されるとなっている。安全性能が確認されるとなっている。安全性能が確認されるとなっている。安全性能が確認されるとなっている。安全性能が確認されると電池については、この特別で増加し、建築基準法の規制にある場合が多い。

・ 電気事業法においても平成12 は、第4条・建築基準法施行例第130条の9・20 が普及の阻害要因になっている。とないの利用を希望するおり、夜間電力の有効活用や非常電り、液腫になっている。といると改正が行われている。別、夜間電力の有効活用や非常電源兼用設備として社会に貢献していることにより手続き対応の困難さから導入を断念される場合が多い。 消防法では安全性能が評価確認 ·添付資料 1 電力貯蔵用電池規程JEAC5006 消防庁通知 建設省通知 建設省通知 危険物保安技術協会規定 ·添付資料2 官報平成12年9月20日 通商産業省令第百八十九号 ·添付資料3 ナトリウム・硫黄(NAS) 域) 第48 宗 ・建築基準法施行例第 130条の9 ・消防危第53号(H 5028 502801 日本ガイシ(株) 電池に係る用途地域規 ・添付資料3 日経ビジネス2002年8月5 日・12日号 建築基準法による用途制限に適合 しない用途の建築物を建築するに NAS電池については、安全性の 介に関された耐火構造のキュ・ピク 川内に監査されて対析面・安全 面で良好な結電を得行いる。消防 庁も、NAS電池を得行いる。消防 庁も、NAS電池を同かの有識者に よるまで制約を主ながしい。 置、構造の安全性な行いについい 置、構造の医に緩和している。 置、規制を既に緩和制緩を付けていたいい 工の規制を配に緩和制緩を付きない。 はるまで制約を配けて要性を含いる建築第一次の一部を建築が関係第 の、対の回答を電池はできない。 のの回答を電池は社会では、応のできる理楽上第48条の を建築基準法施行令第 130条の9。 ・硫物をの第 で規制を既に緩和緩を付い、130年の は、応の可否に緩和緩を合いをときない。 がの可否には、応の可否に対抗で大変をの うとの回答を電池は社会で表 の、対の回答を電池は社会で表 のしたおり、NAS既に現在に関いて(建設省住 値においえる、現在に関いて(建設省住 値においえる事故も生じ多大の あり、加える事故も生じ多大の あり、加える事故も生じ多大の あり、加える事故も生じ多大の あり、加える事故も生じ多大の あり、加える事故も生じ多大の あり、加える事故も生じ多大の あり、加える事故も生じ多大の まで、関連性ははないに現在に関連性を を対して、対応に関連性に対して、対応 を対して、対応を がのに関連性に対して、対応を を対して、対応を を対して、対応を がのに関連性を を対して、対応を がのに関連とが、対応を を対して、対応を を対して、対応を を対して、対応を がのに関連とが、対応を を対して、対応を を対して、対応を がのに関連となるが、対応を を対して、対応を を対して 図っているところである。 ナトリウム・硫黄電池 に係る用途地域規制の ナトリウム・硫黄電池(以下「 N (社)日本経済団 ストックム・弧貨電池(以下) NAS電池」という)にかかる建築 基準法の用途地域の規制を撤廃す べきである。 5102

(回答欄) 措置の概要 (対応策) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の 分類 内容 項目名 該当法令等 制度の現状 その他 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) リース会社が建物リースや建物賃貸借取引を行なう際、すなわち建築主が事業を計画する場合、建築基準法の規定に関する行政指導の不透明さによって、時間的コスト、人的コスト、金和工力ト、金和工力ト、は一、世順入人をすべて負担することとなる。 安全性の基準を除き一定の条件を 満たせば、他の制約なしに建築申 請を認めるといった状態をつくる ためにも、各地方自治体ごとに建 築基準法など建築に係る関係法令 22.1 建築基準法の運用明確 オリックス(株) 建築基準法 国土交通省 5008 5008220 来墨年広なと建業にほる関係なる の運用について明確なルールを作 成・公表するよう法的な措置を旅 すことを要望する。 ることとなる。 本事項については、平成15年3月については、平成15年3月については、平成15年3月における投充した「各府分から」の意見・運動学に係るする内が状況にあいて国生交通省は「各特定行政庁における指導要綱等の付が指揮については、地方公りのかる場合ではありません。 オリックス(株) 22.2 国土交通省 5008 5008220 地方公共団体は、独自に指導要綱 等を策定し、宅地開発や建築物の 建築に際して民間事業者に指導要 網等に定められた内容に適合する ものとなるよう行政指導を行って z1200080 建築基準法の運用明報 なされており、早急な調査結果の 情報開示、地方公共団体への要請 の実施を要望する。 ・建築基準法では建築物の建築に ・建築基準法では建築物の建築に 当たって近野住民や自治会の同意 の取得を野件としていないが、定め 方公共団体によよびき行政では 行っているところがある。を 行っているところがある。 性の基準を除きたっ定の条件を満た せば、他の制なが継続を がある。 他の制約な状態をした。 他の制約な状態をした。 地の大きな、 はの大きな、 地の大きな、 はの大きな、 はのたるな、 はのな、 はの 「具体的規制改革要望内容」欄 ・リース会社が建物リースや建物賃貸借取引を行なう際、すなわち建築主が事業を計画する場合、建築基準法の規定に関する行政指導の不透明さによって、時間的コ体(建築担当部署)のスト、人的コスト、金利コスト、(方政指導等さらには土地購入(または賃借)後の事業中断リスクをすべて負担することとなる。 なお、全国の宅地開発等指導要綱の実態調査の結果を踏まえ、指導要綱行政が適正なものとなるよう地方公共団体に要請する予定であ 建築基準法の運用明確 (社)リース事業 不動産取引の拡大に寄与する。 5034 1型方公共団体に要請する予定での る。」としている。一同趣旨の 管は平成14年6月にもなされてお り、早急な調査結果の情報開示、 地方公共団体への要請の実施を要 望する。 地方公共団体が目指す各地域の ちづくりの方向に沿った開発を誘 算するため、各地方公共団体が独 自の判断で行なっているものと認 識している。 (以下「その他」欄に続く)

(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の 措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策) 該当法令等 制度の現状 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) 項目名 その他 付置住宅は、バブル時に都心の人 口流失現象を食い止める為に設定 - 般的な規模の開発計画では付置 口流失現象を食い止める為に設定されたもの。実態としては、都心の一等地でのピルと住宅の混在計画の場合、設計的にエントランスやエレベーターを三重に設置したりして矛盾や負担が大きい。 竣工後も商業地域のオフィスピルの上にある住宅は、街づくりの点からも矛盾が多く、賃料も高いのでデナントの人気がない。 字の撤廃・要請住宅の要請廃 開発協力金の撤廃を行なう 東京都の住宅付置制度 てめる。 方、職住接近型の優良な大規模 オリックス(株) 5008 500833 の撤廃 が、、、、 計画の場合に街づくりの観点から 付置住宅を誘導する場合には、住 宅建設の負担について助成措置等 を行なうべきである。 ・東京都内の一部の区内での大規 模開発を行う時、各区が定める面 積の付置住宅の建設、住宅の種類 についての要請、開発協力金の要請がある。・付置住宅は、バブル時に都心の人口流失現象を食い止める為に設定されたもの。実態と -般的な規模の開発計画では何 ・一般的な規模の開発計画では付置住宅の搬廃・要請住宅の要請廃し、対率的な都市計画と開発計画がしては、都心の一等地でのビルと上・開発協力金の撤廃を行なうべ、推進され、優良物件が創出される。また、超いの一等地でのビルと推進され、優良物件が創出される。というシェスやエレベーターを工人規模計画の場合に街づくりの観点により、リート等の不動産ファーストランスやエレベーターを工人規制画の場合に街づくりの観点により、リート等の不動産ファー電に設置したりして矛盾や負担が大きれ、住宅建設の負担について助成措置等を行なうべき。

「措置等を行なうべき。」

「持導要綱プライスビルの上にある首宅は、街づくパのたでも高楽地域のオフィスビルの上にある首宅は、街づくパのたうとも落断が多く、資料も高いのでテントの人気がない。・既に都心回帰現象から住宅開発は都心では供給過剰であり、現行の住宅付置制度は撤廃すべき 東京都の住宅付置制度 (社)リース事業 地方公共団体における指導要綱 等に基づく行政指導については、 各地方公共団体が目指すまちづく 国土交通省 5034 りの方向に沿って民間事業者を誘導するため、独自の判断で行って 地方公共団体は、独自に指導要綱 等を策定し、宅地開発や建築物の 建築に際して民間事業者に指導要 網等に定められた内容に適合する ものとなるよう行政指導を行って 導するため、独自の判断で行っているものと認識している。 国土を通省としては、監固を 地開発等指導要網の実施等指導等 網の適正な見直しについていて、 15年3月4日付)」において、 打導要網及びこれに置づくたう地方 公共団体に要請したところ。 付置義務住宅制度・ z1200090 発協力金負担等の見 現行の住宅付置制度は撤廃すべきである。 地価下落により、都心部において も集合住宅の供給が活発化し、人 も集合住宅の供給が活発化し、人口の都心回帰が見られるようになった今日、都心人口の空洞化を阻止するといった、付置義務住宅制度の本来の意義は薄れている。 十代田区住宅付置制度他方で、最近、都心地区への居住・要綱・千代田区開発協人口の急増によりインフラ整備が力金制度要綱 提出金を求めるケースが目立つ。そ指導要綱港区開発事業 担金を求めるケースが目立つ。そ指導要綱港区開発事業もそも、同一建築物内に、住宅とに係る定住促進指導要非任宅が混在することは、施設配綱 置トま物率で、建設コストも憲 文京区字地開発並びに 都心の区単位で行われている、 規模建築物への住宅付置義務・開 「要望理由」欄より続く) 正代には19年7年 (日本の19年2年) 日本の19年2年 (日本の19年2年) 日本の 本要望の実現により、都心部において事業性の高い効率的な建築物の計画が可能となり、不動産の有 効活用、不動産の流動化も促進される。 付置義務住宅制度・開 発協力金負担等の見直 (社)日本経済団 体連合会 30 国土交通省 5102 10230 5公共団体に要請する予定」と が公共団体に安請するが定りこと たことは評価でき、今後、本要望 の趣旨が着実に実現されるよう要 (以下「その他」欄に続く)

(回答欄) 制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 該当法令等 その他 |表番号 要望理由 地方と羽田を結ぶ定期航空路線 は、国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりのために必要不可欠 羽田空港への 小型機定期便 乗り入れ規制 の緩和 01501 岩手県 国土交通省 国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりに、羽田との定期航空路幅和44年8月14日付け航空局長通達以降、羽田空港発着枠配分に当たっても、山形=羽田路線の小型機による運作確保が回路など。とから減便、廃止となる地方路機の乗り入れを優先し無新規航空会社、特定路線への優先航を可能とする発着枠を申請事業路が増加しており、羽田空港発着内別として乗航を可能とする発着枠を申請事業路線は大都市との路線に偏る傾向り入れが規制され、平成12年の航空法改正保する。 羽田空港への 山形県土木部管理課 担当 山形県土木部管理課 交通企画室 電話:023-630-小型機定期便 乗り入れ規制 501901 山形県 国土の均衡ある発展と活力ある地 域づくりに、羽田との定期航空路 昭和44年8月14日付け 線の維持は必須とされているが、航空局長通達以降、羽 大型機による採算性確保が困難な 田空港の混雑から大型 小型機乗り入れ規制を撤廃し、羽田空港発着枠増加時、田空港発着枠増加時、田空港発着枠配分に当たっても、院・国田路線の小型機による運動を開発を開発を開発して要別の大型機に展別として要別を開発を可能とする発着やを申請事業配分に加え、一定の小型機枠を確定を引きる発音やを申請事業を関係している。 自治体により事業者費用の一部を一般着枠の対象的な使により事業者費用の一部を一般者を必要的では、10年の一部を一般者を必要的である。 自治体により事業者費用の一部を一般者やの対象的な使負担し路線の維持を図っていると、同一の一部を一般者を必要的である。 自治体とより事業者費用の一部を一般著枠の対象的な使負担し路線の維持を図っていると、同一という観点から緩和に至っていない。 負担額も大きい。 . 全国規模で対応不可 羽田空港における発着容量に制 羽田空港への 羽田空港への小型機定 航空局長通達 現在、座席数60席以下の小型航空 約のある現時点においては、空港 の効率的使用、利用者利便等の観 点から、現時点で、これを認める 小型機定期便 乗り入れ規制 z1200100 期便乗り入れ規制の緩 空航第329号 機については、羽田空港への乗り入れを認めていない。 島根県 昭和44年8月14日) の緩和 ことは困難である。 国土の均衡ある発展と活力ある地 域づくりに、羽田との定期航空路 昭和44年8月14日付け 線の維持は必須とされているが、 大型機による採算性確保が困難な 田空港の混雑から大型 (参考資料)全国地域航空システ ムにおける取り組み状況 小型機定期便 乗り入れ規制 5046 石川県 の緩和 わが国経済の東京一極集中が進む 中で活力ある地域づくりのために は、羽田との定期航空路線の維持昭和44年8月14日付け は必須とされているが、平成12 新空局長通達以降、3 年2月改正航空法の施行により需田空港の混雑から大型 羽田空港への 全国地域航空シ ステム推進協議 小型機定期便 乗り入れ規制 の緩和

		(回答欄)					(要望	事項欄])								
管理コー	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措 分類 「	置の 措置の概要 容 (対応策)	その他	規制改革 要望 管理番号	要望事項	要望主体	規制改革 要望 事項番号		別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等制度の所管官庁	等 その他(特記事項)
-1200	建転士の方務供給、給	道路運送法第79条第2 項、80条第2項、	「貸渡人を自動車の使用者として 行う自家用自動車の貸渡し(レン タカー)の取扱いについて (H7.6.13自旅第138号)により自		旅客自動車運送事業については、 その公共性に鑑み、輸送の安全及び旅客の利便のの強機は至上金命題で あり、そのささな規制が設治がこれでいるところできまする。自動車により 派客自由が送法的に連事単類似行為)が で、脱計車運送・自夕ク旅客 があることとなると、成子を では、からないで、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で		5008	5008410	オリックス㈱	41	運転手の労務供給、紹介、斡旋に関するレンタカーの規制緩和	行び	ンンタカー事業者が優良な運転代 業者、運行管理業者等の団体及 が特定の事業者を紹介できるよう なることを要望する。		高齢化社会をむかえ、高い水準の 運転技術を持った者が、高齢で運転が出来ないまたは自信がない方に、タクシー等で運転手を提供し、新しい顧客サービスとしたい。 上記サービスは交通事対を軽減と交通渋滞の緩和にも寄与すると考えられる。新たな雇用の推進になる。	道路運送法第79条第2 項、第80条第2項レン タカー基本通達 (自動) 国土交通省 車交通局長通達) 2. (2) 及び(7)	
21200	りた、軽減に関するレンタカーの規制緩和	達	動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務提供(運転者の がら運転者の労務提供(運転者の 紹介及びあっ旋を含む。 ことができないこととされている	c	「食液人を自動車の使用をとして 行うカータの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		5034	5034370	(社)リース事業 協会	37	運転手の労務供給、紹介、斡旋に関するレンタカーの規制緩和		レンタカー事業者が優良な運転代 業者、運行管理業者等の団体及 水特定の事業者を紹介できるよう なることを要望する。	理判[[1] 尹未の多八による	・高齢化社会をむかえ、高い水準で連転技術を持った者が、高齢で連転技術を持った者が、高齢がかりた。高齢がなりなり、カカに、レンとのでは用が足りが、カリンののでは、カリンののでは、カリン	道路運送法第79条第2 項、第80条第2項レン タカー基本通達(自動)国土交通省 車交通局長通達)2. (2)及び(7)	

(回答欄) 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 制改革 規制改革 要望 要望事項 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 制度の所管官庁 項目名 該当法令等 その他 |表番号 その他 (特記事項) ・道路交通法はバスやタクシー ・実費程度の有償で30年前から全 ・実費程度の有償で30年前から全 国2500団体が実施。利用会員とし 大登録する移動困難者は、20~30 万人と推測される。・・活動は介助を含み、外出全般を 支援している。需要は年々増加傾 向にあり、「自由な外出」を支援し て10。 (運送主体の限定 運送対 家者の限定 使用車輌の限定 連絡の関定 運送対 取扱いについて 家者の限定 運送対 取扱いについて 家者の限定 運送対 取扱いについて 電話の大いての発行性 に基づく申請に対する な者の限定 運送対 取扱いについて 電話の大いである。 ラック等に関する法律であり、80 福祉輸送は介助的要素が多く、 道路運送法では所管できない。移動サービス市民活動全国組織の自 ・白ナンバーの市民活動移動サー ビスに関して、道路運送法80条1 項(自家用車は、有償で運送の用 主管理に委ねるか、あるいは、厚生 労働省が新たな法を整備すべき。 移動困難者の外出を サービス 支援する送迎NPOに対 5064 506401 ・移動サービスに関わる団体として、法的規制、特区での取扱いを共通認識とし、規制緩和を提案と ネットワーク準 する不要不当な規制をなくす。 りること。 ていくため、フォーラムを開催、 学習・研修を継続する。 運送の対価をタクシーと比較し て規定するなど)。 現時点では私達の場合は規制を受 高齢・暗事による移動 同暦・障害による移動 困難者に移送介助を 行っている非営利団体 に不当な規制をしない 任意団体 ・道路運送法はバスやタクシー 市民が非営利で行う移動サービ スは、福祉目的のものであり、国 ワーカーズコレ クティブ 非営利で行われてい 十交诵省の管理下ではない。安全 る市民の移動サービス 5066 道路運送法80条 国土交通省 の基準は2種免許によるものでは に対して、活動を妨ける不当な規制をなくす 解決の一助となる。 ・2002年度は約200人に3000時間 知により別の新たな規制を設け、 らら・むーぶ港 の自家用車での活動を認め、 ・安全基準については厚生労働省 の新しい法整備も必要。 種免許取得を義務付けしない。 のサービス提供をし、毎年1,7倍 運輸支局が許可認可を行使してし 程度の利用増加が見られ、地域に 象者の限定 使用車輌の限定 象者の形定 ^霊朝 文向が計り続りを刊度している。(運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車輌の限定 運転者への2種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較し て規定するなど)。 ・道路交通法はバスやタクシー ・道路交通法はバスやタクシー、ト
ラック等に関する法律であり、80
条は白タクを取り締まるための称
頂である。介助サービスである送
迎呼のに適用することにより、移動・
・実費程度の有償で30年前から全・
棚造改革特別区域法により規制 によるボランティア輸
国2500団体が実施、利用会員とし 大登録する移動困難者は、20~30 万人と推測される。
・道路運送法80条11頁。
・構造改革特別区域法により規制 によるボランティア輸
によるボランティア輸
短知により別の新たな規制を設け、によ事業の実施基準
運輸支局が許可認可を行使していに基づく申請に対する
る。(運送主体の限定 運送対 取扱いについて 後の対応を見からで表現している。 ・道路では、100円である。 ・道路では、100円 ・白ナンバーの市民活動移動サ-ごスに関して、道路運送法80条1 ・福祉輸送は介助的要素が多く、 道路運送法では所管できない。移 動サービス市民活動全国組織の自 移動困難者の外出を ワーカーズコレ クティブ笑顔 支援する送迎NPOに対 5067 506701 頁(自家用車は、有償で運送の用 する不要不当な規制を 主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が新たな法を整備すべき。 て規定するなど)。 ・道路交通法はバスやタクシー、トラック等に関する法律であり、80 条は白タクを取り締まるための条 道である。介助サービスである送回2500団体が実施。利用会員として登録するを制田難者は、20~30 万人と推測される。
・活動は介助を含み、外出全般を支援している。需要は年々増加傾向にあり、「自由な外出」を支援がいいて自由な外出が可能である。では、18 付通 送としての有價輸送可国土交通省のにあり、「自由な外出」を支援がいる。需要は年々増加傾輸支局が許可認可を行使していに基づく申請に対するる。(運送主体の限定 運送対限がいる。(では、25 本の限定 使用車輌の限定運転者への2種免許の義務付け運送の対価をタクシーと比較して規定するなど)。 福祉輸送は介助的要素が多く 道路運送法では所管できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、分権 白ナンバーの市民活動移動サ 移動サービスア ・移動困難者の外出を 支援する送迎NPOに対 する不要不当な規制を クセス ワーカーズコレ クティブクロー ビスに関して、道路運送法80条1 項(自家用車は、有償で運送の用 5068 こ供してはならない)の適用を て地域の特性に合った福祉・人 して地球の特性にロッに個皿 ハ 権の視点での移動サービスを位置 付ける自治体条例で適用すべき て規定するなど)。

	(回答欄)						事項欄規制改革)	規制改革							ı	
管理 コード 項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	要望管理番号	要望事項	要望主体	要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体	体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁 等	その他(特記事項)
移動困難者の外出を支 z1200120 援する送迎NPOに対 する不要不当な規制の 撤廃	項、H15.3.18国自旅第	NPOによるボランティア輸送として自家用自動車による有償運送事業を行うには、「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)に基づき道路運送法80条第1項の許可を取らなければならない	С	NPP Cは、アイア		5069	5069010	山野上啓子	1	移動困難者の外出を支援する自家用車利用の 援する自家用車利偶を動 サービスに規制をなく す。	を利用し る対価、移 だけい でなか するもの	で行われている自家用車での移動サービスに対す、 での移動サービスに対す、 、輸送に対す車によので動 動困難者介助を含み。 く、乗降介のの移動に対 である。 条1項の適用を止めるこ	実費程度の有償で30年前から全国2500団体が実施。	交通パラウス かのそ担が浜内のいたがあるとり、 できない できない できない できない できない できない できない できない	項。および 国土交通省自動車局長 通知(3/18付)「構造 改革特区域法に 係るNPOによるボラン ディア輸送としての有 賃運送可能としての 事業における道項による 申請に対する		福祉輸送は介助的要素が多く、道路運送法では所管できない。行政書土である続きの円済する手続の場合する手続の場合の場合である。福祉の移動が中ビスについての様な問題の全く無かった時代に作られた道路路で送法で縛る整備を強く訴えて行かなくてはならまれている。
				のである。 おります。 大きな、 大きな 大きな、 大きな、 大きな、 大きな、 大きな、 大きな、 大きな、 大きな、 大きな、 大きな、 大きな		5070	5070010	神奈川W.Co連合会 会在宅福祉V.Co連 結合議(連営委員)	1	・移動困難者の外出を 支援する非営利・市民 活動送迎への規制緩和	両によど、 サー項(田 大 の したい	自家用車は、有償で運送の ではならない)を適用し 規制をかけることに対し	国2500団体が実施。利用会員とし 工器領土なる計画とある。	さく変化し、それを市民活動が補 完している。運送法にはそぐわな い。・非営	によるボランティア輸送しての有償輸送可能化事業」の実施基準	国土交通省	・本来主体となるべきは、移動立非 を動した。 和的のある当事団所者というできた。 一本により利者というできた。 一本には、一本には、一本には、一本には、一本には、一本には、一本には、一本には、
				いては、無用の混乱を招くことが ないよう、厚生労働省とも十分調整を図りながら、改善の実があが るよう検討を進めておりところで ある。		5071	5071010	中野雅司	1	移動困難者の外出支援 を行う市民団体に対する 不要不当な規制をなく す。	活動団体 道路運送	に関して、 法第80条第1項を適用	会員制の有償ボランティアとして、市民団体が約30年前から 活動し始め、現在では、全国で約2500団体が活動している。 利用会員の総数は、約20~30 万人。	動サービス活動は、タクシー事業 とは全く異質の活動である。 規制緩和と称して、構造改革特区	道路運送法80条1項		この数年で、警察の家宅捜索や書類送検された市民団体が、移動サービス活動を耐るしたり、制限せざるをえなかったりした例が複数ある。 はいままでは、活動が縮こまった団体はいくつもある。
						5072	5072010	⊮O法人ワーカー ズコレクティブ キャリージョイ		移動困難者の外出を支援する送迎NPOに対する不要・不当な規制をなくす。	分ス(用止・たの両義別に関家供る造規定限の務時に関いの務が関係の務め、 まんしゅん かいしゅう かいりゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいりゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう かいり かいしゅう かい しゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅ かいしゅう かいしゅ かいしゅ かいしゅ かいしゅう かいし かいしゅ かいしゅ かいしゅ かいし	て、道路運送法80条1項自動車は、有償で運送の摘要をと。 革特別区域法における新 を排除する。 運送主体 運送対象 で 使用 で の で は で の で の で の で の で の で の で の で の	実費程度の有償で30年前から全国250日城で実施している。利用する移動制約者は20~30万人と推測される。 外面がまた。 サイン・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース	はロタグを取り締まるためのものである。我のものである。我の行っている介助サービスは道路運送法の範疇ではなく、その規制を送迎NPOに適用することによって移動困難者の外出が制限され、移動の自由が奪われることになる。 構造改革特別区域法により規制緩	及び 国土交通省自動車局長 通知(3/18付) 「構造改革特別区域法 に係るNPOによるボラ ンティア輸送としての 有償運送可能化事業に	国土交通省	福祉輸送は介助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動 サービス市民活動全国組織の自主 管理に委ねるか、あるいは、厚生 労働省が福祉目的の送迎サービス に関して新たな法を整備すべきで はないか。

(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の 措置の 分類 内容 該当法令等 制度の現状 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 その他 |表番号 リース車両数は急速に拡大 ているが、道路運送車両法におけ る登録関係諸手続き等はリース会 社のような大量の車両を所有する 在のような入室の単向を所有9 5 者 ² を想定した手続きが講じら れていない。 1 リース車両数 道路運送車両法第12 (国土交通省調査) 1966年 条、第13条、第66条、 1,489台 1980年 18万台 1990年 119万台 2002年 253万台 2 大量の車両を所有する者が変更登 録・移転登録を行う場合、電子媒 変更登録及び移転登録 オリックス(株) 25.1 に係る特例措置の創設 国土交通省 5008 500825 本等による一括申請等の措置を請 リース車両を1万台以上保有する 会社数とシェア(日本自動車リース協会連合会等を ス協会連合会調査) 37社·71.3% 2002年 42社 大量の車両を所有する者が変更登 厳しい経済環境の中、リース会社 ・移転登録を行うことを前提。 て、「所有者に係る自動車検1 においても企業の組織再編等が増 加3、また、経費削減等の観点から本社移転が行われている。
3 社団法人リース事業協会の会員数 1998年度末 370社 2002年度末 300社 減少(退会)の要因は合併・営業譲渡等 正の記載事項に変更事由(所有者 の記載事項に及史事由(7/17年) 合併、名称・住所変更等)が5 た場合、特段の理由がある限り おいては、特例として大量一括 00825 オリックス(株) 25.2 国土交通省 几理を効率的に行えるための由意 手続きについて認める。」等の打 置を講じること。 これら経済環境の変化が著しいなか、大量の車両を所有するリース会社に合併、名称・住所変更等の変更登録・移転登録の事由及び自動車検査証の記載事項の変更事由が生じた場合、変更登録・移転登場のは第八次に表生ない場合。 自動車の登録申請は、OCR シートによる入力と、FD(フレ キシブルディスク)による電子 自動車の登録申請について大量に 日勤早の豆鋏中間について入量に 行う場合、FD(フレキシブル ディスク)により電子データによ 録の申請及び自動車検査証を収集 。 ・自動車の変更登録及び移転登録 録の中請及び自動車検査証を収集 するため過重な事務負担と経済的 負担等がかかる。 自動車の登録制度について高く評 車両の変更登録及び程 対21200130 転登録に係る特例措置 る申請が可能である。また、OCRシートによる申請にあっては管 申請を行う場合、使用者の自動車検査証への記入申請が必要であ Rシートによる申請にあっては管 轄の運輸支局等に事前に相談があ 5008 オリックス(株) 25.3 自動車の登録制度について高く評価するため、電子媒体等によるも活申請等の措置を講じるよと最の車に、リース会社のような事由が生じた場合、特段の理して大場合、特段として大量の担任に、特例として大型の括弧手がいに行える等の措置を誘きについて認める等の措置を講じること。 国土交通省 の創設 一般には申請時点で自動車検 れば一括申請を前提として、記載 内容の簡略化や添付書類の簡素化 を行っている。 査証の提出が必要となる。 大量に自動車を保有している場合 にあっては、各運輸支局等で、添 付書類の簡素化等について相談に 応じている。 リース車両数は急速に拡大 しているが、道路運送車両法における登録関係諸手続き等はリース 会社のような大量の車両を所有す る者 2を想定した手続きが講じられていない。・厳しい経済環境の中、リース会社においても企業の組織再編等が増加 3、また、 「要望理由」欄より続く) 特段の理由がある限りにおいて 大量の車両を所有する者が変更 は、特例として大量一括処理を効 率的に行えるための申請手続きに ついて認める等の措置を講じるこ 登録・移転登録を行う場合 雷 の組織内線守が増加 3、まんだ。 経費削減等の観点から本社移転が 行われている。・これら経済環境 ・厳しい経済環境に対応等するたの変化が著しいなか、大量の車両 体等による一括申請等の措置を じること。・大量の車両を所有 深体等による一括中語等の指直を 請じること。・大量の車両を所有 する者が変更登録・移転登録を行う っことを前提として、「所有者に る。・リース会社の申請及び自動 ・機を自動車検査証の記事事項に変 ・車 検査証を収集するための過重な 更事由(所有者の合併、名称・全 ・車 検査証を収集するための過重な 要事の変更等)が生じた場合、特段の のまりが生じた場合、特段の で変更等の変更を対象の事由及び自動車検査証の記 第66条、 第13条、第66条、 変更登録・移転登録の申請及び自動車検査証を収集するための過重な 意事項の変更事由が生じた場合、 で変更登録・移転登録の申請及び自動車検査証を収集すると を変更登録である。第13条、第66条、 変更登録である。第14条 を変更登録で表現を対象のとしては、特例 などして大量一括処理を対率的に行行 まるとものは手柱を対率的に行行 と。 1 リース車両数 (国土交 通省調査) 1966年 1,489台 1980年 18万台 1990年 119万台 2002年 253万台 2 リース車両 変更登録及び移転登録 (社)リース事業 33 国土交通省 5034 に係る特例措置の創 2002年 253万台 2 リース車両を1万台以上保有する会社数と シェア(日本自動車リース協会連合会調査) 1992年 37社・ 71.3% 2002年 42社 82.0% 2 社団法人リース事業協会の会員数 1998年度末 370社 2002 年度末 300社 減少(退会)の要 団け合催・営業等産業 事務負担と経済的負担等がかかる。・自動車の登録制度について 高く評価するため、電子媒体等に よる一括申請等の措置を講じると りる。」等の措置を講じること。 ともに、リース会社のような大量の車両を所有する者に変更事由が 因は合併・営業譲渡等 生じた場合、 (以下「その他」欄に続く) 港湾運送事業法第4条に基づき、 E要9港以外の港において港湾運 平成12年11月に施行された改正港 主要9 港(千葉、京浜、清水、名 古屋、四日市、大阪、神戸、関 門、博多)以外の港湾において は、港湾運送事業の参入は免許制 主要97種以外の潜において港湾連挙事業で含せるとする者は、港湾湾では実際がある。
平成12年11月に施行された改正港 運送事業の種類及び港湾ごとに、
湾運送事業法で対象とされた主要 国土交通大臣の免許を取得しなけ
先ごろ国土交通省海事局主催の懇
9 港以外の更なる規制緩和の実現
ればならず、運賃・料金について
8 後会が立ち上げられたところであ
七国土交通大臣の認可を受けなけ
おが、この懇談会を通して、更な
る規制緩和を実現すべきである。 (社)日本船主協 港湾運送事業の更なる 5036 503602 規制緩和 による需給調整規制が行われてい 。 主要9港以外の地方港の規制緩 和については、本年3月28日に 閣議決定された規制改革推進三か ればならず、運賃・料金について も国土交通大臣の認可を受けなけ 年計画(再改定)の中で、「平成 15年度中に所定の結論を得て、 以降速やかに措置を講ずる」とさ ればならない。 れたところであり、国土交通省と しては、この方針に沿って平成1 5年度中に結論を出す予定。 港湾運送業への新規参入が自由化 港湾運送事業の需給調 整規制の早期撤廃 特定港湾以外の港湾について、氵 湾運送事業を免許制から許可制 され、事業者間の競争が促進され、港湾運送事業法第4条 国土交通省 るよう許可制とする。 鳥取県

(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 |表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 該当法令等 その他 要望理由 国庫補助金の交付を受けて購入 た用地等における未利用空間は テニスコート等の地元還元施設に 活用されているが、営利を目的と 補助金等により取得した用地等の 財産の処分の制限は、法22条に お達り返りの制限は、法とと示に より、貸し付け等してはならない とされている。これは原則他の目 的に使用してはならないというこ 補助金等に係る予算の 水処理場等における未利用空間 | 補助金等に係る予算の | 補助金等に係る予算の | 補助金等の交付の目的に反し使用 | 数行の適性化に関する | 執行の適正化に関する | ま律の運用改善 | 法律第22条 | ければならない。 執行の適性化に関する 法律(以下、「適化 法」という。)の運用 改善 について、本来の目的を妨げない 範囲で商業施設などの設置を行っ ことができるよう、許可要件の明 別に使用してはならないということであり、目的外に使用する場合には、各省各庁の長が個々の諸事情等を判断し、貸し付け等することが妥当、又は世がを得ない等と判断した場合に承認しているものであるため、一律的に明確化することは出来る 愛知県名古屋市 2 00402 確化及び緩和措置を図る。 その要件の明文化を図るととも ことは出来ない。 に、本来の目的を妨げない範囲に おいて緩和措置を講じていくこと によって、一層の地域の活性化や 経済的効果等が期待できる。 堤内地の堤防付近に設置する工作 物の位置等に係る判断基準が、国 大交通省河川局治水課長からの通達によって示されている。このうち、杭基礎工等を除いては、保全 河川法第55条第1項 (河川保全区域におけ る行為の制限) 当該規制及び通達については、河 川保全区域内における工作物の設 置についての判断基準を明確にし 河川保全区域におい で、管きょの径や構i 15. 休奉姫上寺を除いては、株主 区域の一部は、連続地中壁等長い河川法、堤内池の堤脚 延長にわたって連続して設置する付近に設置する工作物 工作物を埋設することはできないの位置等について(河 とされる。このため、管径や構造川局治水課長通達) 等、一定の要件を満たす場合、ウラ河川堤防等の安全が十分確保さ 堤防の堤脚付近に工作物を設置す 日内地の規制付近に設 場防の堤脚付近に工作物を設置す 増内地の堤脚付近に設 る場合には、堤防に与える影響に 置する工作物の位置等 ついて検討し、その設置の可否を について(河川局治水)決定するものとする。 課長通達 平成6年5 決定するものとする。 たものであり、設置を禁止しているものではありません。ご指摘のとおり堤防の安全が十分確保され など一定の要件を満たす場合において、管 z1200160 河川保全区域における 管きょ埋設の容認 可川保全区域における工作物の判 愛知県名古屋市 断基準の緩和を図る。 きょ埋設を可能にし. ている場合及び必要に応じ対策議 下水道未供用地区の解 ずる場合については、工作物の設置は可能となります。 月31日建河治発第4 れる場合には、管きょなどの埋設 を可能にすることにより、下水道 の普及促進を図ることができる。 エネルギー管理者 (員):エネルギーの 使用の合理化に関する ファシリティ管理者の選任は、 業主と雇用関係にある者という 定解釈でなく、 事業主とファ ティ業務受託会社(含む機能分)の間で、管理者の選任、責 ・権限を明示した業務委託契約 大型自動車使用者等は道路運送 車両法において整備管理者を選任 しなければならないこととされて を締結、 受託会社が資格等を有 する社員を指名し、該当事業所に おり、その整備管理者の資格要件 こついては道路運送車両法施行規 d:現行制度下で対応可能 要望の事案(整備管理者の外部委 7ワトソーンノンチ素条 におけるファシリティ 管理者選任要件緩和 開第31条の4 開第31条の4 関連発達を表する。 5009 500903 ソニー(株) 3 におけるファシリティ 管理者選任要件緩和 宗叶に、ノアンリケー素所交配式 社の社員を、当該会社のファシよう ティ業務管理者に選任できるよう にしていただきたい。また、シリ 会社から機能分社したファシリ ティ業務受託会社が、当該会社の 労災処理を業として請け負う場合す には、
生は、
生の事業のである。 託)については、従来より一定の 条件のもと認めている。 では 両法施行規則において、整備管理 者は使用者と同一組織の者である 国土交诵省 とを想定しているが、外部委託 を行う場合には、通達において-定の条件のもと認めている。 は、該当事業所に専属で常駐す とは、版当事業がに守属でおります。 る受託会社の社員がいることを 特に、社会保険労務士を置くこと を不要としていただきたい。 路交通法 第74条の2 整備管理者:道路運 送車両法 第50条 社会保険労務士法 第2条、第27条 都市公園の地下に水道施設等を設 けることについては、都市公園が ・浸水被害が頻繁に発生する市街 都市の貴重なオープンスペースの 性格を有していること等から、地 下に占用物件のない面積をなるべ 地では、雨水排水施設の整備が急 務である。 ・しかしながら、宅地化が進行し 都市公園法 第7条第7号 ・・浸水被害が頻繁に発生する地域 た既成市街地では、新たな施設用・都市公園法 第7条の雨水排水対策として、平成18年 地の確保は困難な状況にある。 度を目途に地下式調整池 1 箇所 ・こうした既成市街地では、学 条第2号の2 (下水道施設/約1,450m³)の整 校、公園等、既存の公共施設への・同法施行規則 第8米の様といえてもスターと 都市公園の地下に都市公園法施行 都市公園法施行規則第8条に規 く確保するために公園の面積が2 令第12条第2号の2に規定する 水道施設等を設置する場合、公園 定する水道施設、下水道施設又は変電所を設けることができる都市公園の面積要件及び占有面積の比 トa以上、占有面積の2倍以上という条件を設けている。 一方、都市公園と他の施設とを立 z1200180 都市公園内における占 都市公園法施行令 期許可の対象拡大 第12条第2号の2 都市公園内における占 愛知県稲沢市 国土交通省 501001 の面積が2ha以上、占有面積の 用許可の対象拡大 2倍以上という条件を満たしてに 室制限の要件を全面的に廃止す が、部市公園と他の施設とも立 体的に活用することが望まれる場合もあり、地域の状況によっては 地下の利用ができるように、新た は、公園で会議なくされる 「大田による設置が余儀なくされる条 が、公園にあっては、多くが占用 許可の対象外である街区公園であ また検討している。 都市公園法施行規則 に公園立体区域を定めることがで きる制度(立体公園制度)を設け り、雨水排水対策施設用地の確保 に苦慮している状況にある。 ることについて検討中。

(回答欄) 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 制改革 規制改革 要望 要望事項 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 |表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 該当法令等 その他 現行法上,定期借地権の存続期間 については,一般の場合が50年以上と,事業用の場合が10年以 ・定期借地権の期間は10~20年及び30年以上はメニューとして用意されているが、20~30年の期間が 上20年以下とされており,20 年超から50年未満の間の期間を されているが、20~30年の期間か空白になっている。 ・中心地に近い土地の有効活用の 場合は、より高度利用が求められ るため、初期投資が大きくなる。 しかし、事業用定期借地権の上限 が20年であるため、高度利用をし 存続期間とする定期借地権の設定 は認められていない。しかし,事 業の内容次第では,20年を超え 借地借家法第二十四条の「存続期間を十年以上二十年以下として」 を「存続期間を十年以上三十年以 を「存続期間を十年以上三十年以 ・借地借家法第24条 事業用借地権の存続期間は,10 年以上20年以上: z1200190 事業用定期借地権の存 続期間の上限の引上げ る耐用年数の建物を所有することが必要になる場合もあるという指 事業用定期借地権の期 ・借地借家法第24条 国土交通省 5013010 (株)竹中工務店 定期借地権期間延長の効果 手以上20年以下とされている。 第111日 - 111日 間を最大30年とする 摘もあることから,法務省と国土 交通省は,連携をとりながら,民 ことして」に変更する たのでは採算が取れないケースか 多く、定期借地権を利用した市徒 地の有効利用を妨げている。 間事業者の情報提供協力を得て 事業用定期借地権の存続期間の上 ・また一度建築したものを20年で 取り壊すのは環境的にも好ましく ないと考えられる。 国土交通省自動車交通 国工交通省目動車交通 高技術安全部 平成1 新規契約、車両入替異動処理など3年11月6日付通達 当該車両の登録確認が必要な場名称:「登録事項等証 合、書類の取付でお客さまに負担 明書交付請求者及び自 が生じると共に取付に手間取り契動車検査証再交付請求 登録事項等証明書は 何人も 道路運送車両法第22条 の交付を請求できることとされて 自動車登録事項等証明書の電 回土交通省自動車交通 周技術安全部 平成1 別 3年11月6日付通達 名称:「登録事項等証 相書交付請求者及近自動車検査証明支付請求者及び自動車検査証の交付請求者及び自動車検査証の支付請求者及び自動車検査証の表述ので対す。 で、運転免許証の規定であるととした。 子交付・照会
2.1が前提となるが、保険会社
の手続きとして車両登録の有無確
契約・異動の発効までに時間を要す者等に対する本人確認
るケースが生じている行政手続
の実施について」
。 での電子化に合わせ、保険会社と
超旨:「平成13年1
陸運支局をWebで繋ぎ、保険会
社がらの契約者名(車両所
有者)登録番号又は車体番号で照
会を行い、存在を確認することで
書類の取付に代える。
は、お客さき負担の軽減と共に迅の交換事項等証明書
は、お客さき負担の軽減と共に迅の交付事証
連な契約発効が可能となり、お客
書類の取付に代える。
まさせ、となり、お客
書類の取付に代える。
まさまサービスの向上に繋がると考
えられる。 約・異動の発効までに時間を要す 者等に対する本人確認 登録事項等証明書に関する手続 きの電子化については、自動車保 有関係手続きのワンストップサー z1200200 自動車登録事項等証明 書の電子化の容認 (社)日本損害保 自動車登録事項等証明 31 5029 502931 ビスの運用開始に間に合うよう に、利便性の向上や個人情報の保 護等の観点から検討する。 険協会 書の電子的確認 許証の提示を求める等 により、本人確認を実 施することとした。」 えられる。 多数の自動車を所有するリース会 社が、リース車両毎に車検の受検都度、自動車税納税証明書を提示 自動車税納税証明書の提示以外の することは、膨大なリース車両を 方法で自動車税の滞納がないこと 9 ることは、膨大なリー人車向を 管理するリース会社にとって大変 な事務手間である。特に自動車税 の納税時期(毎年の5月末日頃) に車検期日が到来する車両は、受 仮り 検日が6月にずれこむこともある ため、自動車税納税証明書の有效 は関係を任むに 地方自治体が発行する自動車税の 滞納がないことを証する書面の提 納税証明書提示の廃止の2 を確認することは困難。
ただし、自動車保有関係手続の 継続車検時に自動車税納税証明書 を提示する必要があり、大量の自 動者を所有するものに限って、自 動車税の徴収と車検を切り離すこ マの機等を開えった。 (社)リース事業 ワンストップサービス化(平成1 示がないものは、道路運送車両法 第62条の継続検査を行わないこ ととしている。 5034 503436 7年中実施予定)に併せて、電子 的に納税を確認できるシステムを 地方自治体が構築すれば対応は可 納税証明書提示の廃止 等の措置を図ること。 期限の関係から、納税時期を早めなければならない。これは、大量の車両の納税手続きを行うリース会社にとっては大変な事務手間と 能である。 都道府県知事が取引主任者を監督するにあたり、取引主任者の氏名や住所等は各都道府県知事が構え付ける「モ地建物図1主任者資格者登録簿の記載事項とされているため、取引主任者は住所を変更したときは変更の「発発の世帯をしたければなられ」 「措置の概要」欄よ 所等は各都追州県共事所名登録簿の 記載事項とされているため、取引主 任者は住所を変更したときは変更の 登録の申請をではなない。 一方、業務に従事する事務所の変更 により現在登録を受けな事からない。 一方、業務に従事でる事務所のでであるものである中 県知事の管轄外に作する事務所に とする場合にはずりまである。 非知すの管轄外にのではでする事務所に とする場合にはずりまである。 おいて業務に従事り又は従事しようを を記めるから、必要かつ十 おいて業務に従取引きた。 とする場合にとがほかとない。 を転移してといる。必要かつ十 おいて業務には取りませるの受験に 所定の申請者のでき、このまのは 形定の申請者のでき、このまのは 形定の申請者のでき、このまのは に行うことが下変更のまり、 に行うことをで変更にあるとともに、 たいできないるである。 といる可能とないます。 はいるのである。 はいるのである。 はいるのでは、 が立るでは、 がは、 でいるのである。 はいるのでは、 がは、 でいるのでである。 はいるのでは、 はいるのでは、 はいるのといる。 はいるのでは、 は 宅地建物主任者証の有効期間の 取引主任者証の交付申請をしよ 新時に必要となる法定講習は、 うとする者は、その前に登録をし ている都道府県知事が指定する講 登録地の都道府県知事が指定する 現在、転勤等により登録地を離 れた場合、登録地まで有効期間の 更新のための法定講習を受講に行 講習と定められている。 登録地以外の都道府県で実施する にいる都迫的原列争が指定する論 宅地建物取引主任者証 宅地建物取引主任者証 の交付にかかる都道府 泉の3、電速物取引を対しており、 東知事が指定する論習 業法施行規則第14条 取引主任者として業務に従事しよ 業法施行規則第14条 取引主任者として業務に従事しよ · 宅地建物取引業法第 ・企業のコスト負担の軽減及び宅 ・企業のコスト負担の軽減及び宅 地建物取引主任者の人材の流動化 に資する。 に資する。 にでは、登録地移転を行ったとしても、 にのでは、 にでは、登録地移転を行ったとしても、 にのでは、 にでは、 でも、 には、登録地移転を行ったとしても、 には、登録地移転を行ったとしても、 には、登録地移転を行ったとしても、 には、登録地移転を行ったとしは負 としても、 には、登録地移転を行ったとは負 といる。 字地建物取引主任者訂 法定講習の受講が認められていた。 の交付にかかる都道府 県知事が指定する講習 いことが多いため、有効期間更新 Oためには、居住地より遠隔地で (社)信託協会 実施場所の広域化 5っても、登録地の講習を受ける うとする者は、五年毎に登録をし るを得ない状態である。 登録地以外の都道府県知事が ている都道府県知事が指定する講 習を受けなければならない。な お、当該講習の指定は、都道府県 定する法定講習受講も可とする か、もしくは全国統一の取扱を9 転後の都道府県知事が指定する講習 を受講することができる。 なお、当該講習は都道 また、取引主任者の登録に関する一 連の事務は都道府県知事が行うこと とされており、取引主任者証の交 付・更新に際し最新の知識を付与し 素養を高める当該講習については、 定することも可能であ まないという。 の自治事務である。 (以下「その他」欄に続く)

(回答欄) 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 制改革 規制改革 要望 要望事項 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 |表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 該当法令等 その他 昭和55年12月16日の港湾審議会答 申では外貿埠頭公団の業務の移管 に関して、『・・・外貿埠頭の管 理運営という公共的かつ国家的に 重要な業務を行うものであるので 前述の通りこれを適正かつ確実に 運営していくことが出きるような 財団法人を国が指定するととも 財団法人を国が指定するとともに対定された財団法人に対して外貿埠頭公社における岸壁等の貸に対定された財団法人に対しては法人の指定に伴う通常の監督の付料の額は減価償却、修繕費、管にが、国の海運政策及び港湾政策、との整合性の取れた外貿埠頭の整外貿埠頭公団の解散及との金会大型の大型の場所をできる。大型の大型のでは、1000円では、10 公社埠頭の貸付料は、埠頭公社と 船社等との間で結ぶ岸壁等賃貸借 付料の額は減価償却、修繕費、管 契約による民間契約で決定されて 夏価主義に基づく料金の妥当性の いる。なお、貸付料算定につい は原価回収主義を基本としつつ 東証および、荷動きの実態や公共 東頭料金との格差等をかんあんし 外貿埠頭公社の埠頭等 (社)日本船主協 5036 503601 貸付料の適正化 も、埠頭公社の経営努力により原 価項目である整備コストや管理コ ストの圧縮により貸付料の低減を より弾力的で国際競争力の 図ることも可能である。 暦では 措置が挙げられる。』とした。 国はこの答申を充分尊重し、原価 主義に基づく料金の妥当性検証、 及び荷動きの実態や公共埠頭料金 との格差等も充分勘案、弾力的で 国際競争力を有する料金設定をと するように各埠頭公社を指導すべ きである。 ・船員保険の被保険者は、船員保 険法第17 条に基づき、船員法第1 条に規定する船員と規定されてい 国土交通省「船員職業紹介等研究 」が取りまとめた「船員労務(事業及び船員職業紹介事業に 船員保険の被保険者は、船員保険 法第17 条に基づき、船員法第1 条に規定する船員とされているこ ることから、日本籍船を所有また は裸用船することが出来なくなっ 5規制改革のあり方に関する報告 た事業主は、船員法に規定する船舶所有者でないとの解釈により、この事業者が雇用する船員は、原 2002年7月15日) 」に於いて とから、原則として日本船舶に乗 J組む者が、船員保険の被保険者 次期通常国会に船員派遣事業の制 用雇用型船員派遣事業の制度化 度化等についての法律案を提出すべく検討を進めているところであり、当該要望についてもその中で 方向と、これに伴い、現在禁」 れている民間による船員労務(船員保険法第17条 第18条、第19条 助員法第1条 (通達)外国法人等に 船舶所有者に雇用されている者で 船員保険法第17条、 第1名 元 第19条 18条 第19条 21200240 船員保険の被保険者資船員法第1条 格の見直し 則として船員法に規定する船員で 添付資料「船員労務供給事業及び 船員職業紹介事業に係る規制改革 のあり方に関する報告(2002年7 別として航員法に死足する航員と はなくなるため、船員保険の被保 ・船員法等 険者資格を失うこととなる。 ・船員保険 なお、平成8 年の運輸省通達によ 18、19 条 合事業に該当しない形態の整理が 必要であるとして、船舶管理契約 · 船員法第1条 船員保険の被保険者資 (社)日本船主協 国土交通省 厚生労働省 ・船員保険法第17、 併せて実現に向けて検討してい 503604 はい事業なし 格の見直し よる管理船舶への配乗は労務化 派遣される日本人船員 あって、一定の条件を満たす者にの認定について ついては、外国船舶に乗り組む者であっても、地方運輸局長等の認 月15日)」 はの、 千水6 千の建物目に足にる り、 やむを得ない事由により一時 的に日本船を所有できなくなった 船舶所有者に雇用されている者で による自体があっていません。 合事業には該当しないとの見解が 出された以上、船員法上の船員の 範囲について、上記見解に沿って お、実施時期は、船員派遣事業の 制度化等に合わせ平成17年度を 定により、最長2年半の間、特例 船舶所有有に雇用されている古を あって、一定の条件を満たしたる者で あって、一定の条件を満たしいでは、地方運輸局長等の認 定により、最長2 年半の間、特例 的に船員法上の船員として、取り 扱うこととされているが充分では 月確化し、船舶管理契約による行 的に船員法上の船員とし、船員保険の被保険者として取り扱ってい 外国籍船に雇入れされる場合 るところである。 含め船員保険の被保険者資格を 与する措置を実現する。 船員労務供給及び船員職業紹介に ・現行は、船舶所有者を代表する 団体、船員を代表する団体、船舶 ついては、船員に対する中間搾取等の恐れがあることから、船員職 「船員労務供給事業及び船員職業 紹介事業に係る規制改革のあり方 に関する報告(2002年7月15 日)」の結論及び関係者等との協 職業紹介の自由化について国-四体、船員を代表する団体、船舶 所有者及び船員を代表する共同の 団体又は公益を目的とする団体で 有料でないこと等の一定の条件を 具備するもの、又は労働組合法に よる労働組合が国土交通大臣の許 可を受けて無料の船員労務供給事 **な行法との表格しては、何人 等の記れがあることがら、船賃に基 学安定法第53条、第33条等に基 づき原則として禁止されている。 しかしながら、船舶所有者を代表 する団体、船員を代表する団体、 で通省「船員職業紹介等研究会」 こ於いて取りまとめられた「船員 調整を踏まえ 常用雇用型船 ・務供給事業及び船員職業紹介事 員派遣事業の制度化及び無料職業 紹介事業制度の拡充を行うべく次 575円船事業及び配負職業舶月事 美に係る規制改革のあり方に関す 5報告(2002年7月15日)」の結 論、ILO 条約(179 号)採択 添付資料「船員労務供給事業及び 船員職業紹介事業に係る規制改革 のあり方に関する報告(2002年7 船舶所有者及び船員を代表する共 同の団体又は公益を目的とする団 z1200250 船員の職業紹介事業等 の実施の容認 船員職業安定法第33 条、第34条、第53 条、第54条 ·船員職業安定法第33 国土交通省 (社)日本船主協 船員職業紹介事業等の 期诵堂国会に法律案を提出すべく 5036 503605 且体的事業なし 業を行うものを除いては、何人も 船員労務供給事業を行い又はその 労務供給事業を行う者から供給さ れる人を船員として自らの指揮命 体で有料でないこと等の一定の条 ~42、53~56条 D趣旨、及び陸上における労働者 成遣事業、職業紹介事業の自由化 #を具備するもの、又は労働組合 月15日)」 法による労働組合が国土交通大臣 央労働委員会への意見聴取が必)現状、を踏まえ、船員につい の許可を受けて無料の船員労務供 給事業を行うものについては、公 益的な団体であり、中間搾取等の D 学 發 世 绘 重 举 题 举 紹 介 重 举 2 令の下に労務に従事させてはなら ないと船員についての労務供給事 業、職業紹介事業が制限されてい 安) なお、法律の施行にあたり、関係 者に周知する必要があるため、実 施時期は平成17年度を予定。 えるように船員職業安定法を改 おそれがなく、船員の労働保護上 問題がないと考えられるとから許 可を行っているところである。 高速道路の持つ機能は、大きな経 済効果をもたらす。そして、本当 に必要とする路線、あるべき姿で の整備は、日本経済の再建の鍵と ・添付資料 1 , 雑誌 幸福の科 学出版「ザ・リバティ」より抜粋 高速自動車国道の新設・改築 現在、道路関係四公団の民営化 高速自動車国道法に関する新設、 高速自動車国道法に関 高速自動車国道法に関 する新設、改築の管理 条第1項、第20条第 づき国が行う、あるいは、過路整 に民間投資(寄付)の 1項、道路整備特別措 備特別措置法第二条の二に基づき 高速自動車国道法に関 も考えられる。 大きな利益を生んでいる企業の資高速国道法第6条及び 財務省 金を有効に活用、社会への還元の道路法第50条他 国土交通省 高速道路の無料化の経済波及対 に向けて所要の検討を進めている ところであり、その中で、さまざ まな資金調達の方法について検討 牧築の管理は、国土交通大臣が行うとなっているが、新設及び改 同途追路の無料化の経済放及が !、そして、奈良の大仏建立に当 :っての施策など考える材料にさ する新設、改築の管理に民間投資(寄付)の)工事に要する費用を企業の寄作 置法第2条の2等 日本道路公団が行うこととなって 機会を与えてあげたらいかがか。 れたい。 下幸之助式「ダム経営」論など参 考にされたい。 整備路線は、寄付する企業に選択 させ、路線の命名も委ねる。ま た、寄付した額の企業利益につい ては、無税とする。

(回答欄) 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 制改革 規制改革 要望 要望事項 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 該当法令等 その他 リ表番号 房に関する各規制は、ガス厨 消防法の適用においては、基本的 規準に制定されている。 電気厨房機器は火を使用する設備 かし、近年の雷気厨房の普及は 若しくは器具には該当しないた けい、近年の電気間点の音及に 詳い、換気設備や消火設備等裸火 D燃焼排ガスを考慮したガス厨房 E基準の設備対策は、電気設備に 建築基準法第28条第3 かまど、こんろその他火を使用す **厨房に関する各規制の** 建築基準法第28条第3項は適 厨房に関する各規制(る設備又は器具を設けた建築物の調理室、浴室等には、原則として 電気厨房機器の特性に 見合った規制への見直 用されない。従って、電気厨房機器を設けた調理室等に設ける換気 電気厨房機器の特性 5040 504006 ㈱シーテック 6 見合った規制への見首 型子の設備対象は、電気設備に しては過剰設計といえる。 エネ、省コストを妨げる現行法 電気厨房を基準とした法整 建築基準法施行令 換気設備を設けなければならな 設備については、建築基準法施行 令第20条の3の基準に適合させる 必要はない。 もしくは改正をお願いした 電気通信工事業に係る特定建設業 許可の要件には、営業所専任技術 電気通信関連業務は専門技術を要 「占検」は建設業法における「電 電気通信関連業務は専門技術を要する労務提供が多く、年間を通じ 資格取得条件の緩和により、他の一括契約で実施している点検補修 建設業に比較し資格認定の少ない工事も、一般工事と同等レベルの 建設業法第15条 電気通信工事業における有資格者 技術が必要である。 を確保する。 (許可の基準) これより指導監督的実務経験の従 事業務に新たに加えることで有資 格者の確保、拡大を図る。 及び雷気诵信丁事の監理技術 「指道監督的か宝務経験」とけ 気通信工事」に該当しないが、「補修工事」の内容に建設業法に)確保が必要である。)要件として、 技術士 建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事 電気通信工事業に係る 特定建設業許可の要件 電気通信工事業に係る を 対定建設業許可の要件 のうち、実務経験の条件 件緩和 おける「電気通信工事」に該当するものが含まれていれば、現行制度上、指導監督的な実務経験として取り扱うこととなっている。 の実務経験を有する者がある。 5040 504007 (株)シーテック 国土交通省 祖提監督者のような資格で丁事の のうち、実務経験の条件緩和 このうち、指導監督的実務経験に このうち、指導監督的実務経験に Oいて、従事業務を現行工事のみ こ加え点検補修工事を含めた解釈 技術面を総合的に指導監督した経 験をいう。 :する、条件の緩和をお願いし*が* 竣功認可の告示前に工作物を設 置しようとする場合は、免許権者 (都道府県知事又は港湾管理者) の許可を受けることとされてお 公有水面埋立法第23条第2項 り、埋立ての免許に際し国土交通 公有水面埋立法におけ 公有水面埋立法におけ 玄1200290 音・協議事項の廃止・ 編小 第2項、第27条第3項 第29条第3項 は、第29条第3項 よる国土交通大臣への予めの報 ・ とも、今後、年に数件程度 の案件が発生する見込みである。 ・国土交通大臣への報告・協議事 項の廃止・縮小により、迅速な事 務処理が可能となり、企業誘致等 特別とは、ことが可能となり、企業誘致等 公有水面埋立法におけ 公有水面埋立法第2条第3月 る国土交通大臣への朝 5049 04902 大阪府 国土交诵省 第4号のいわゆる分譲埋立を行う 資格を有する者が行った埋立につ いては、同法第27条第3項及び第 告・協議事項の廃止・ 等をしようとする場合や用途を変更する場合には、免許権者の許可が必要であり、上記と同様に埋立ての免許に際し大臣認可を受けた を円滑に進めることができる。 9条第3項による国土交通大臣へ 場合は、予め免許権者より大臣への協議が必要。 道路運送法上、他人の需要に応 じ、有償で、自動車を使用して旅 し、有償で、目動車を使用して旅 客を運送する場合には、輸送の安 平成15年4月の介護報酬改訂により 全及び利用者利便の確保の観点か ら、旅客自動車運送事業の許可が 必要である。提案の訪問介護事業 「通院等乗降介助」が新設され 国土交通省においては、現在、ボ た。 その際に、厚生労働省通知によ 者が行う訪問介護と一体となった 要介護者輸送については、介護報 酬の対象になるか否かにかかわら ランティアの有償輸送特区を認め ているが、その実施にあたって 「実施の際は道路運送法に批 介護保険法に定める訪問介護事業 所のホームヘルパーが、その利用 者をホームヘルパーすが、その利用 者をホームへルパー自らが運転すり、 が運転する事両で病院等へ移送することに ついて、利用者から移送に係る料 ので護報酬が出ていることから無償 徴収しない場合、道路運送法上の 売護報酬が出ていることから無償 徴収しない場合、道路運送法上の一方、 とはいい難く、道路運送法上の許可を受けることとなく(属出のみ 可を受けなくてはならないとして いる。 ず、有償のタクシー事業に該当す るものであり、タクシー事業の許 可を受けるとともに認可を受けた 地方公共団体が主宰する運営協 議会の設置有償運送の条件(運送主体を 訪問介護事業所が行 :1200300 通院等乗降介助に付 通院等乗降介助に付 NPO等に限定、運送の対象をあらかじめ登録した会員に限定、運転者は二種免許を有すること、損害賠償計画など)など多くの条件を 、有償で、自動車を使用して旅 運賃を収受することが必要であ 道路運送法第4条 505001 宣山恒 する無料の移送サート 道路運送法第4条 国十交诵省 客を運送する場合には、旅客自動車運送事業の許可が必要である。 する無料移送サービス スを許可を取らずに行 る。 なお、構造改革特区におけるNP の実施の容認 えること。 〇によるボランティア輸送として の有償運送可能化事業について は、特区における結果を検証の 上、全国実施を図ることとしてい 照目間はなりなどが、 付けている。 国土交通省は、この特区の実施状況を踏まえ、9月以降にその検討 結果を施策に反映させたいとして る必要があるとしている。 介護の現場からは高齢者が病院へ 行く場合、タクシー利用では高額 料金がかかるため、ホームヘル パーの運転する車両に無料で乗せ る。 また、福祉輸送をめぐる問題については、無用の混乱を招くことがないよう、厚生労働省とも十分調 1る。 てもらうことを認めてほしいとの意見が寄せられている。 るよう検討を進めておりところで ある。

(回答欄) 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 制改革 規制改革 要望 要望事項 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 該当法令等 その他 |表番号 警察庁 道路交诵法第 3条・第8条第1項· 第20条第2項·第2 高速道路料金の重種区分は、道 高速道路の料金車種区分は道路 貨物自動車の「大型」 道路整備特別措置法第しており、 と「普通」の区分の見 2条の4、第11条等では、道路交通法の区分による車 運送車両法等に定められた車両総 重量や大きさ等を基本としてお 貨物自動車の「大型」 と「普通」の区分の見 貨物自動車の「大型」と「普通」 5057 ラック協会 の区分の見直し り、見直しについては、関係法令 の改正の動向や負担の公平の観点 も踏まえて検討する必要がある。 直し 両総重量8トンを1つの区分とし るよう関係省庁間において必要な 標示に関する命令第2 終(別表第1-30 5・305の2・32 車両総重量に係る基準緩和認定を 受けた自動車のうち、車両総重量 が50トン以上の被けん引自動車 速度制限装置については、近年、 速度制限装置を取り外した車両に NR装置の作動速度は60km/h以 下とされているが、実際の走行で は指定の速度維持が困難であるの 国土交通省 昭和47 で、交通流のスムーズ化や安全走年7月 自事第544 行の確保を図る観点から、NR装号 自動車の走行性能 国土交通省 昭和47 をけん引する自動車には、運行時 国土交通省 昭和47 をけん引する自動車には、運行時 z1200320 準の緩和 年7月 自車第544 の安全性の確保のため、最高速度 号 自動車の走行性能 を60km/h以下の抑制することが必 よる事故が多発したため、平成8 年1月から速度制限装置の機能確 (社)全日本ト ラック協会 N R 装置の最高速度基 NR装置の最高速度基準の緩和 NR装置の作動速度 60km/h 国土交通省 5057 05703 認の徹底を図っているところであ 置の作動基準について現行の60 について km/hから70 km/h程度にまで引き 上げられたい。 る。重量物を輸送する自動車の交通事故の重大性に鑑み最高速度を 要なけん引車には、速度制限装置 なければならないこととされてい 引き上げることは困難である。 運賃負担力の小さいもの等を運搬 「土砂等を運搬する大型自動車に するダンプカーは、速度制限違 反、積載制限違反及び過労運転を よる交通事故の防止等に関する特 別措置法」等に基づく下記の規制について、物流コストの軽減を図る観点から、早期に緩和された 生じやすく、一旦事故を起こした 場合は重大事故となる可能性が高 十砂等を運搬する大型自動車を使 い。従って、「土砂等を運搬する 大型自動車による交通事故の防止 等に関する特別措置法」において 上砂等を運搬する大型自動車を使 (1) 営業用貨物自動車には、使用するものは、当該車両について表示番号の指定を受け、また表示していることから、二重規制となる大型自動車に関係を運搬する大型自動車を使用するものは、当該車両に有能型上投票を運搬する大型自動車を使用するものは、当該車両に積載型に対象を運搬する大型自動車を使用するものは、当該車両に積載型に対象務については、廃止された場合をは、2) ダンプカーへの「積載重量の自重計を取り付けなければならない。 (2) ダンプカーへの「積載重量の自重計を取り付けなければならない。 (2) ダンプカーへの「積載重量の自重計での目標が表別では、営業用については運行管理等により、過種軌違反が大幅に減少している現状に踏み、物流コストの低減を図る観点から、早期に廃止されたい。 用する者は、当該車両について表 示番号の指定を受け、また、表示 番号を自動車の外側に見やすいよ 十砂等を運搬する大型 は、道路運送法により義務づけら うに表示しなければならない。土 土沙等を連搬する大型自動車による交通事故 砂等を運搬する専ら貨物を運搬する場合 間動車に関する規制の 勝止等に関する特別措 置活第3条第3条第2 3条に規定する大型自動車を使用 電 第4条 第6条 3条に規定する大型自動車を使用 土砂等を運搬する大型 自動車に関する規制の ラック協会 することにより運転者・使用者の 無謀な運行に対する自戒自粛を促 すこととしている。このため表示 番号制度の廃止は困難。ダンプ する者は、技術上の基準に適合す る積載の重量計を当該土砂等運搬 大型車両に取り付けなければなら カーによる過積載は、依然として 過積載全検挙数の半数近く(平成 13年度)を占めるという厳しい ないこととなっている。 状況にあることから、自重計の取 付義務規定を廃止すること困難で 貨物自動車運送事業法第2条第6項 の特別積合せ運送事業について は、特定多数の荷主の貨物が大量 に持ち込まれる事業場間におい これらの荷物を積み合わせて 長距離にわたり定期的に運送する物流の根幹としての役割を担う公 益性の高い事業であり、当該事業 の用に供する施設に関する事業が 土地収用法の収用適格事業にも該 市街化調整区域で開発行為を行う には、法第34条各号のいずれかに該当しなければならないが、例え 特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業の用に供する建築物に係る開発行為に事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業の用に供する建築物に係る開発行為に事業以外の一般貨物自動車運送事法第29条・第340日の日本の一般貨物自動車運送事法第29条・第34日の日本の一般貨物自動車運送事法第29条・第34日の日本の一般当時の一般が表面である。本語の一般が表面である。本語の一般が表面である。本語の一般が表面である。本語の一般が表面である。本語の一般が表面である。本語の一般が表面である。本語の一般に関係されている。 当するなど、極めて高い公益性が 認められるため都市計画法施行令 第21条第6号において開発許可不 ば同法第34条第10号口では 開発 市街化調整区域におけ ま1200340 る物流施設開発許可の 報利 報利 区域の周辺における市街化を促進、するおそれがないと認められ、か 市街化調整区域におけ 10 る物流施設開発許可の 市街化調整区域における物流施設 開発許可の緩和 (社)全日本ト 5057 505710 ラック協会 つ、市街化区域内で行うことが困 難又は著しく不適当と認められる 開発行為について、都道府県知事 等が開発審査会の議を経て個別に 要とされているところ。一般貨物 自動車運送事業及び倉庫業の全て が、上記特別積合せ運送事業と同 か、上記特別模古で埋达事業と同 等の公益性を有しているとはいえ ないものの、特別積合せ運送事業 以外の一般貨物自動車運送事業及 び倉庫業の用に供する建築物に係 許可できることとなっている。 る開発行為についても都市計画法 第34条10号口に該当するか否かを、都道府県知事等が個別に判断 して許可できることとなってい

(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 措置の 措置の 分類 内容 該当法令等 制度の現状 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) 項目名 その他 車種区分にあたっては、「車両が 道路を傷める割合」に応じて負担 する原因者負担の考え方、「車両 が道路を占める割合」に応じて負 高速道路料金の車種区分について 担する占有者負担の考え方及び 「高速道路を利用することで受け る利益の割合」に応じて負担する 受益者負担の考え方を総合的に勘 、より負担の公平を図る観点か 、昭和63年の道路審議会答申 四輪車と比較して、占有面積・道路損傷度の小さい二輪車が、高速道路通行料金は軽自区分」ならびに「車種間料金比道路整備特別設置法動車と同額になっている。 動車と同額になっている。 数」に二輪車区分がないため、一施行令輪車再料金の設定がない。 二輪車と四輪車とを車両占有面積 案して決定しているが、自動二輪車については、走行時に他の車両と同様に1車線を占有し、交通安 (社)日本自動車 工業会 二輪独自の高速道路通 や道路損傷度の面から比較し、そ 二輪車の高速道路通行料金 の結果を反映した二輪独自の通行 動車と同額になっている。 5073 5073090 国土交通省 **亍料金設定** 料金を設定されることを要望。 分を「中型車」、「普通車」、 「軽自動車等」の3車種に分け、 自動二輪車については、「軽自動 全上必要な車間距離を確保する必要があること(占有者負担)、法 定の最高速度は他の車種と同じく これは二輪車ユーザーに必要以上 の経済的負担を強いている。 100kmである(受益者負担)こと等を考慮し、総合的に勘案した 結果、軽自動車と同一の車種区分 車等」に区分している。 に分類しており、適正であると認識している。 一般交通の用に供される道路を走行する場合、面があら、回、透道であります。 一般交通の用に供される道路を全確保等のにある。 回送明示する必要がある。 しまりにながら、動車の駐車運送船へのにしまりにしまります。 一切がよります。 は、 (1) -般交通の用に供される道路を走 現在回送運行許可番号標を用いて 自動車の回送を行う場合、回送運 行許可番号標を自動車の前後に取 あらかじめ申請してある一定範囲 内・区間の回送運行の場合には、 が 反ナンバ - の表示方法を簡易な方 法に変更して、時間のロスと経費 付け表示することを前提に運行 版ナンバ - の表示方法を関あな方 法に変更して、時間のロスと経費 を軽減したい。 (改訂案) ダミ・カ - と呼ばれる車(登録は、かきであります。一般道を回送運行りております。一般道を回送運行するに す)を含め5 - 6台で回送運行す。) ・)を含め5 - 6台で回送運行す。) ・)を付けることになっておりま 道路運送車輌法第3 を許可している。また、構造改革 特区においては「自動車の回送運 回送運行許可番号標 回送運行許可番号標 z1200360 (仮ナンバ -)の現車 への取り付け規制の緩 (社)日本自動車 工業会 行時におけては、自動率の回送連 行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業」においては、使用する 回送運行許可番号標の材質をビ (仮ナンバ・)の現車 への取り付け 5073 (許可申請)第4条2 るのであらかじめ運行ル・ト等を す。 申請することによりダミ・カ・に 回送運行である旨の表示をおこな ニールのような柔らかいが丈夫な 素材で作成し前面及び後面ガラス 内側に取り付けられるようにして 1現車には表示しない。 両か否かが判然としなくなること 等が考えられる。 (以下「その他」欄に続く) (社)日本海事検定協会は、検査 に要する実費を手数料として徴収 しているが、1個のコンテナに収 納する危険物の数量が少ない場合 コンテナへの収納検査は、 危険物 であっても、検査には一定の時間 及び費用を要するものであるた め、コンテナ1個あたりの最低料 金(20,400円)を定めているもの と承知している。 現在認定を受けた公益法人のみ 検査料金は最低料金が設定されて つながる可能性があることから | 検査料金は最低料金が設定されて 収納検査の対象品であれば、物量 にかかわらず検査を受け収納検査 対したがからず検査を受け収納検査 対したがからず検査を受け収納検査 対したであっても高額な検査料を 貯蔵規則」第129条 対したなり経費増になって が2第1項 第130条第1項 第5 **予除物については 国連制告等** 危険物コンテナ収納検 第130条第1項、第5 z1200370 査の基準及び料金規定 の見直し 第8項から第11条 まで、 の見直し 第130条 危険物コンテナ収納検 12 査の基準及び料金規定 意険物については、国連制ロサン 収納検査の対象的にのれ ちり検査の対象から外すことが、 にかかわらず検査を受け 困難であれば料金の見直しを行い 料を検査機関に支払う。 特に危険性の高い危険物を収納する場合に国又は認定機関による検 (社)日本自動車 5073 507312 工業会 の見直し 第132条、 第132条の2、 第133条 査を義務付けている制度である。 現在、コンテナへの収納検査は危 規則に基づき認定された(社)日 現在認定を受けた公益法人ののが行うこととされている収納検査について、平成16年3月より、一定の登録要件を満足する法人が行 怪費を軽減していただきたい。 本海事検定協会が実施している。 うことができる制度とする予定で あり、料金も含めた受検者の利便 性の向上が図られるものと思われ 補助金等に係る予算の 社会のニーズの変化に対応して、執行の適正化に関する 迅速に公園施設の転換を図ること法律 が可能となる。 これにより、公園の利用者が増加 国庫補助により整備した施設・詞 国庫補助により整備し 国庫補助により整備し 備・備品の処理制限期間を、社会 県営都市公園の再整備 z1200380 た施設・設備等の処分 愛知県 国土交通省 5076 07603 た施設・設備等の処金 これにより、公園の利用者が増加 し、既存公園の活性化、ひいては 補助金等に係る予算の 地域の活性化を図ることができ 執行の適正化に関する る。 第14条 ーズの変化に対応できるよ 制限の緩和 制限の緩和 こ短縮

(回答欄) 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 制改革 規制改革 要望 要望事項 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 該当法令等 その他 リ表番号 要望理由 空地を整備して災害の防止に資す ること等を目的とした都市の貴重 なオープンスペースの性格を有し はオープラスペースの性格を有している都市公園に、公園施設以外の施設等を設けることは都市公園の効用を阻害する危険が高いた め、都市公園法第7条において占 用物件を限定的に定めているとこ 都市公園内に雨水調整池を設置し 都市公園法 ようと占用協議を行ったが、貯留 第7条 都市公園法 第7条第7号 都市公園内に占用が認められている下水道施設は、処理施設及びボ 都市公園法で地下に設けられるも ろである。 また、都市公園の地下に水道施設 Dとして占用が認められる下水ii ンプ施設と規定されている。 また、都市公園の地下に都市公園 法施行令第12条第2号の2に規 施設は「処理施設及びポンプ施 设」とされているが、雨水貯留施 ようと占用協議を行ったが、利用 池は該当しないとして事業実施に 都市公園法施行令 等を設けることについては、都市 公園が都市の貴重なオープンス ペースの性格を有していること等 z1200390 都市公園法の占用施 設、条件の緩和 都市公園法の占用施 設、条件の緩和 至らなかった。 また、都市公園の内2ヘクタール 第12条第1項第2号の2 国土交通省 雨水貯留施設の設置 第12条第2号の2 愛知県 5076 507604 设も含めるものとする。 エー: また、都市公園の内2ヘクタール 以上の面積を有する公園が占用の 対象であり、2ヘクタール末満の 第6条第1項第2号 公園では、占用できない。 た、占用が認められるのは 定する水道施設等を設置する場 から、地下に占用物件のない面積をなるべく確保するために公園の 都市公園法施行規則 合、公園の面積が2ha以上、占有面積の2倍以上という条件を満 クタール以上の公園とされて が、街区公園の規模でも占用 第6条第2号 第8条第1項 面積が2ha以上という条件を設 たしている必要がある。 きることとする。 けているところである。 一方、都市公園と他の施設とを立 体的に活用することが望まれる場 合もあり、地域の状況によっては 地下の利用ができるように、新た に公園立体区域を定めることがで きる制度(立体公園制度)を設け 河川区域内に下水道管を設置する く許可を河川管理者から得る必要があるが、その許可の基準である「工作物設置許可基準」において、管類等(水道管、下水道管 力、生活環境の改善や公共用水域 力、質改善等が図られる。 「大管等)は、河川の総断方向に 設置しないことを基本とすることに設省河川局治水課長通 が明記されている。そのため公共、基準第1701(管類等 が明記されている。そのため公共、基準第1701(管類等 が開記されている。そのため公共、基準第1701(管類等 が開記されている。そのため公共、基準第1701(管類等 のの設置の基準) の、公共下水道の受益を受けられ 場合,河川法第26条第1項に基づ 河川法第24条(土地 治水上、重要な施設である堤防の 公共下水道の整備区域で,河川敷 地を除いては下水道管を設置する 弱体化につながらない様、計画断 面内に入れないなど安全性を確保 場所がなく,かつ河川が掘込み消 道である場合は,河川の管理道P こ下水道管を縦断占用できるよう z1200400 公共下水道管渠の河 縦断占用の容認 公共下水道管渠の河川 縦断占用 たうえで 設置形能 構造等に 5077 07701 愛媛県松山市 よっては設置可能な場合もある事 から、当該河川管理者と個別に協 議していただきたい。 二許可基準を緩和してほしい。 類等の設置の基準) め,公共下水道の受益を受けられ ない問題が生じている。 審議会の設定とととを記まれて 「措置の概要」欄より を経るの護ととともになれている。 が、この専門的な第2とも自然を表しまして、都道府県知事の 同意については、計画画にに対す事でをある。 に対するは食業な実施の計画とは、の のである。 に対するは食業な実施の計画とは、の にあるも限度、な実施の計画とが、の にあるも限度、な実施の計画とが、の にあるも限度、な実施の計画とは、 の行法にのからなる。 の行法についてのようを の行道についてのようを の行道についてのようを の行道についてのようを の行道についてのようを の行道についてのようを の行道についでは、計画に対した。 である。 を取りますを の行道についてのようを の行道についである。 の行道についてのよう域ののでは、 のでは、 のででは、 のでは、 のででは、 のでは、 のででは、 のでは、 のででは、 のでは、 のでは、 のでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでは、 のでは、 のででは、 のででは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでは、 のででは、 のでは、 のでは 都市計画法(以下「法」とい) 第21条により都市計画の2 を行う場合、法第19条(市町 都市計画の決定)に関しては、 都市計画法施行令(以下「令」と いう。)第15条(法第21条第2項 の政令で定める軽易な変更)に 都市計画決定を受けて、事業実施した下水処理場やポンプ場などの都市施設において、その敷地の 「具体的規制改革要望内容」欄 より続く))軽易な変更が認められている。 一部を事業に支障のない範囲で他 の公共用地(例えば街路など)と して提供する場合等においても都都市計画法第21条 (例えば街路など)として提供する場合等においても都市計画決定の変更事項となり、都市計画審議 市町村が都市計画を変更する際 都市計画法第21条 には、都市計画審議会の議を経る こついては、都道府県知事の同 用地取得を伴う都市計画決定の必 市計画決定の変更事項となり、都(都市計画の変更) 要な都市計画事業全般の事務処理 市計画審議会の議を経なければな都市計画施行令第 1 が早くなり、円滑な事業執行が図 れる。 公共用地間の軽易な変更 5条 (法第 2 1 条第 2 などの場合、知事同意や都市計画 頃の政令で定める軽易 | 本市計画決定基準の見 | 本市計画決定基準の見 | 本市計画法施行令第1 | こと、都道府県知事の同意を得る | こと、都道府県知事の同意を得る | こと等の手続が必要であるが、政 | 会で定める軽易な変更について | 意は一部省略される場合があるが、法第19条第2項の市町村都市計画審議会の議を省略することは 会の議を経なければならない。 2 共用地間の軽易な変更などの場 2 都市計画決定の軽易な 変更 愛媛県松山市 合、知事同意や都市計画審議会を 省略しても差し支えない案件もあると思われるので、一定の基準を 設け、基準を満たすものは省略で は、一定の手続を省略することができる。 きない (名称変更け知事同音 審議会を省略しても差し支えないな変更) 案件もあると思われるので、一定 の基準を設け、基準を満たすもの 位置や面積等については省略 、 きない。) のため、<u>都市計画決定を受け</u> 、<u>事業実施した下水処理場やホ</u> きるようにすれば、事務処理が早 くなり、円滑な事業執行が図れる ことから提案するものである。 は省略できるようにすれば、事務処理が早くなり、円滑な事業執行 が図れる。 シプ場などの都市施設において、 その敷地の一部を事業に支障のない い範囲で他の公共用地 (以下「その他」欄に続く) (以下「その他」欄に続く) 特定優良賃貸住字は 特定優良 中心市街地の衰退化・空洞化 が深刻となる中、「都心居住」促 進策として特定優良賃貸住宅の供 賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等に対す る良質な賃貸住宅を供給すること 給は有効であると認識している を目的とするものである。 提案の趣旨は、高額所得者に対 には行りてあると認識している。 しかし、制度上の諸規制により必・特定優良賃貸住宅の ずしも目的どおりに機能していな供給の促進に関する法 い面があるため、その規制緩和を律第3条第4号 特定優良賃貸住宅の施策対象者 <添付資料 > 1 ,特定優良賃貸住宅制度利用者 「措置の概要」欄よ は、収入分位が25%~50% 特定優良賃貸住宅の(知事等の裁量により0%~8 供給の促進に関する0%まで拡大可能)。 中報3条準4号 する新たな補助制度の創設に関す うるものであるが、従来型の財政措 置の基本的な方針の変更を伴うも 現行の 認定事業者、管理会社)要望書 入居者資格に係る収入基準(収 ·特定優良賃貸住宅0 内容 . 特定優良賃貸住宅の入居率、 (分位25%~80%)の撤廃 律第3条第4号 中心市街地に 中心市街地における5 居者は入居できないため。 入居者負担額等 3 . 入居申込者の所得要件 おける 特定優 良賃貸 住宅 ・ 入居者が負担すべき金額の算況 ニ係る市町村基準係数の緩和 z1200420 定優良賃貸住宅制度の 及び第2号に規定する国土交通省 岐阜県岐阜市 ・市町村ごとに定められている市国土交通大臣が定める 申し込みに必要な書類 制度の 改善 1 可利を記したののでは、いるい画するとのでは、 可利基準係数が地域の実情に合う。算定の方法 ていないため、入居者負担額が高 くなり、家賃が高くない都市では 家賃補助メリットが期待できな 供給の促進に関する法 一般民間賃貸住宅との募集と 入居申込み時の提出書類の簡素 入居者負担額の計算方法 、 、 入居に際しては、収入等、法律 供給の促進に関する法 律第3条第4号、特優 . 制度の主な問題点 住宅の配置図 が求める入居者資格を満たすことを証明する書類が必要。 賃運用通達別記 1 一般の賃貸住宅に比べて提出書 の変更を伴うものであるため、対 応は困難である。 類が多く、家賃減額補助のない/ 居者に対しても過大な負担を強い (以下「その他」欄に続く)

(回答欄) 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 制改革 規制改革 要望 要望事項 措置の 措置の 分類 内容 制度の現状 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 該当法令等 その他 リ表番号 お町村が施行する土地区画整理 他内の都市計画道路である県主 市町村施行の土地区画整理事業内 の整備については、通常、国庫を 助事業として実施されているが、 の公共施設の整備については、県 道に限らず、換地処分後の管理者 土地区画整理法第120 現行の補助制度上、土地区画整 条. 第121条 ご提案の内容は 補助事業の対 の場合 現実的に 公共施設領 京、第127家 同法施行令第66条 理補助事業の地方費負担分の都道 府県、市町村の負担割合に関して 市第67号国土交通省都 は、各地方公共団体間の調整に委 と協議の上整備を行うのが実際であり、用地の確保と施設整備を合理的に行うには、公共施設管理者 象の拡充を単に求めるものである ため、今回の検討の対象にはなら 理者に負担金を求めることがで :いようになっている。 :地区画整理法、同施行令及び関 ないと認識している。なお、左記の通り、現行制度において都市計画道路整備にかかる 土地区画整理補助事業 市・地域整備局長通達 ねられている。従って、市町村が における公共施設管理 昭和58年6月15日建設 施行する土地区画整理補助事業 者負担金の取扱いの見 省都街発第17号建設省 (県道)の地方負担分について、 負担金の範囲を施設整備にまで広 車通達を改正し、国と地方公共 本の関係と地方公共団体間の関係 げる必要がある。 公管金を用地費相当分に限定する 埼玉県川口市 と公共施設管理者負担 地方費負担分について県が負担金 を支払うことには何ら規制がなさ れておらず、県道の費用負担につ 金の取扱いについて を整理し、明確にすることを要望 ことは区画整理補助事業を実施す る上では単に事務を煩雑にするだ 。。 .体的には、市町村が施行する: けである。 また、国庫補助事業としての県道 いては当該都道府県と市町村との b区画整理補助事業(県道)の地 では、 一角担分に県の公共施設管理者負 日金を求めることができるものと すること、また、この場合は、用 調整によるものと認識している。 整備では、県の任意補助もあるが、財政上の理由によりまったく が、財政上の埋田によりよった 交付されていない事業区もある。 影響を与えるのみならず、事業に 伴う住宅関連産業等にも影響が出 るものである。 也費相当分に限らず、施設整備。 当県では過疎・中山間地域にお ける「都市と農山漁村との相互交流」を推進するため、「鳥取の自然まるごと体験」行動計画を策定 Pです。 ・この行動計画は、都市住民との 相互交流により、農山漁村地域の 自家用自動車による有償運送の 起業化、雇用の創出等を目指すも 構造改革特別区域法に係る交通 禁止の緩和 のです。
・現在は、運用通達で有償運行の
・現在は、運用通達で有償運行の
・ 中山間地域にお
計可を受けられるのが地方公共団
ける「都市と農山漁村との相互交
体に限られているが、この通達を
ける「都市と農山漁村との相互交
は、上央交通機関が十分でな、
流」を推進するため、「鳥取の自
な、保外・石には対応出来ない状
第1項
コ土交通省
、「泉外・石には対応出来ない状
第1項
、「泉外・石には対応出来ない状
第1項
において、ツーノズム関係者
が有償運行を行うための許可を受
けられるようにする。 機関空白の過疎地における有償運 公共交通機関が十分で は1地域における自家 道路運送法第80条第1 第80条第1項による申請に対す お1型が域における自家 項、出5.3.18国自旅第 る取扱いについて」(出5.3.18国自旅第 232号通達 232号通達 送可能化事業における道路運送法 公共 な 通機関が十分 でない地域での顧客を送迎するための規制緩 鳥取県 対象は当該地方公共団体に居住する登録を受けた会員とその同伴者 こ限定している。 設と最寄り駅との間の無償運送であれば旅客自動車運送事業類似行 為にならないとしているが、定期 物になりないでしているが、とからないない大文通機関のない中山間地域では、自家用車による運送に頼らざるを得なく、これに伴う実費分を負担いただくことが必要。 (以下「その他」欄に続く) 自動車検査証の有効期間について は、安全で環境と調和がとれた車 社会の実現を目指すという車検・ 点検整備制度の本来の目的を念頭 に置き、そのあり方について、必 要なデータ等を収集の上、常に検 海上コンテナを積載するセミト レーラ、それを牽引するトラクタ ともに自動車検査証の有効期間は 海上コンテナ積載 海上コンテナ積載 道路運送車両法第6 名古屋港管理組 討して改善を図っていくこととし 国十交诵省 z1200450 シャーシの車検期間の 耐りしび無性を通っている。 ている。 このため、平成15年4月に検 査・点検整備基礎調査検討ワーキ ンググループを開催するととも に、年内には学識経験者を交えた 5099 509901 シャーシの車検期間の に、年内には子諏紅歌日でメルル 基礎調査検討会を設置して検討を 進めることとしている。 市街地再開発事業については、 都市再開発法に基づき、権利調整 手続が課せられているにもかかわ 建築基準法86条第1項及び第2項 の規定に基づき認定がなされた区 域内においては、地権者及び借地 市街地再開発事業において、一 権者が将来建築活動を行っていく は、地権者全員同意要件が課せら 権自が付不建兵の動というという。 に当たり、通常の土地と異なり、 建築の自由が将来にわたって制限 されるものとなるため、当該制限 を受ける者について同意が必要で 地の総合的設計を活用して、複数 れており、事業推進の足かせと (れてのり、事業権達の定がせて なっている。 しかしながら市街地再開発事業 項、都市再開発法第14 の権利調整・合意形成は、それま で細分化していた権利を同一建物 に集約し将来にわたって自ら自由 市街地再開発事業に 建物を建築する場合には、権利調 市街地再開発事業にお 都市再開発法に基づく市街地再開 (社)日本経済団 | ける建築基準法第86条 | 整手続(組合設立にかかる地権者 | 21200460 | の世権者会員同意要件 | 建築基準法第86条第 | 2010 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 ける建築基準法第86 発事業については、建築基準法に 基づく地権者の全員同意要件の近 5102 510228 28 の地権者全員同意要 D2/3以上の同意・権利変換・組 の地権者全員同意要 合決議等)に加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要 ある。 なお、事業計画の内容に応じ、 例えば、都市再生特別地区や再開 件が課される。 に建築等を行なう権利を制限する 発等促進区の活用による容積率制 限等の緩和により相当程度対応可 ことになるため、都市再開発法に 定められた確固たる手続によって 行なわれているものであり、この 能である。 都市再開発法の手続に委ねること で問題ないと考える。

(回答欄) 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 制改革 規制改革 要望 要望事項 措置の 措置の 分類 内容 該当法令等 制度の現状 |表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 その他 建築基準法第52条第5項の共同 住宅の共用の廊下又は階段の用に 供する部分については、従来屋外 エレベーターシャフト、パイプスペース、ゴミ処理スペース、太陽光発電設備スペース、燃料電池設備スペース、燃料電池設備スペースとの機に、都市インフラの一つであることから、、良質な程を促進する観点から容がある。 に設けられる場合が一般的であ り、延べ面積に算入しないことと されていたので、建築物の内部に ある場合に延べ面積に質入しない のる場合に延べ山根に昇入しない こととしても実態上の影響は小さ いが、エレベーターシャフト等に ついては、一般的に屋内に設けら 共同住宅においては、エレベー 共同住宅のエレベーターシャフ ト、パイプスペース、ゴミ処理ス ペース、太陽光発電設備スペー 緩和の対象とすべきである。なお、国土交通省は、「各府省等における規制改革に関する内外からの ターシャフト、パイプスペース等 については床面積に算入されてい れるものであり、延べ面積に算入 されてきたものであるため、これ らを延べ面積に算入しないことと z1200470 共同住宅の容積率算定 建築基準法第52条第 る。一方、共同住宅における共用 の廊下及び階段の用に供する部分 29 共同住宅の容積率算定 基準のさらなる合理化 (社)日本経済団 建築基準法第52条 国土交通省 5102 燃料電池設備スペースにつ 体連合会 意見・要望等に係る対応状況(平 した場合は建築物の規模が拡大し 市街地環境の悪化が生じることか 容積率緩和の対象とすべき については容積率の算定の基礎と なる床面積に算入されない。 から除外した場合の市街地環境への影響は大きい」としているれている。 ら適切でない。 ち週切でない。 太陽光発電設備スペース及び燃料電池設備スペースについては、 現行制度においても、建築基準法 ない。特に、太陽光発電設備等、環 境配慮施設の導入が容積率と競合 しては本末転倒であり、早急な措 置が望まれる。 第52条第13項第1号に規定する「機械室その他これに類する部分」としての容積率緩和のほか、 総合設計制度等の容積率緩和制度 により対応可能である。 建設業の適正な運営の確保の観点から、建設業者に最低限必要とされる実務経験として、役員等について「許可をりはうとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験」を求めたも間の短縮は困難であるが、既に告示により、計可を受けようと業務の管理に関し7年以上経営業務の管理責任者に関し7年以上経営業務の管理責任者に関し7年以上経営業務の管理 許可の基準として、建設業の許可 を受けようとする者が法人である 常勤役員が、許可を受けようと する建設業の管理責任者を5年以 場合には常勤の役員等のうち1人 が、また、個人である場合には本 人又はその支配人のうち1人が、 次のいずれかに該当することが必 - 経験していなければならない 建設業の認可に係る基準では、法人の役員として執行役員を含めて いるにも拘らず、経営業務の管理 び第15条1号 東任者に執行役員を含めない現行 規定は、取扱の衡平性を欠く。 という建設業許可要件を緩和し、 別えば3年以上とするなど、経営 (社)日本経済団 体連合会 要である旨を規定 31 建築業許可要件の緩和 z1200480 <u>建設業許可要件の緩和</u>建設業法第7条第1号 要である旨を規定 許可を受けようとする建設業 に関し5年以上経営業務の管理責 5102 510231 業務の管理責任者としての経験其 政業に関ひて年以上経営業務の冒 理責任者に準ずる地位にあって経 営業務を補佐した経験を有してい る者を建設業法第7条第1号口に |を短縮すべきである。あるい |、同要件の「常勤する役員」に 任者としての経験を有しているこ いて、一定規模以上の企業については、「執行役員」も認めるなど弾力的な取扱いをすべきである。 と 国土 交通大臣が に掲げるものと同等 以上の能力を有するものと認定し る者を建設業活第7条第1号口に 規定する「同号イに掲げる者と同 等以上の能力を有する者」とし て、認定しており、いわゆる「執 行役員」についてもケースパイ ケースで判断することで対応して たもの 雪区域に指定された地域に建築 物を建てる際、地域ごとに一定の 積雪量を見込んだ設計を行わなければならないが、その際、屋根の 葺き方、材質等による積雪荷重の フッ素樹脂鋼飯を用いた平葺きの 場合、勾配が5寸以上あれば積雪 する前に雪が滑り落ちるので、積 雪量をゼロとして建築した場合で 建築基準法施工令第86 も建物が積雪によって倒壊する恐条第2項但書、同第3 れはない。屋根に滑雪を促進させ項、告示平12建告第 る創蔵工夫を施してもそれが認め1455号 構造計算に使用する屋根の積雪荷 重は、その勾配に応じた屋根形状 特定行政庁において、屋根ふき 積雪寒冷地における屋 z1200490 根積雪荷重基準の見直 第86条第4項 係数を乗じて低減できることが政 材、雪の性状等を考慮して屋根形 状係数を規則で定めることが出来 ることとされており、現行の制度 **積雪寒冷地における屋** 違いが考慮されていない。この か、滑雪により屋根に積雪するこ 令で規定されているが、屋根ふき 材及び雪の性状等を考慮して、特 定行政庁が規則で異なる屋根形状 (社)日本経済団 体連合会 5102 102320 32 国土交通省 がない場合であっても積雪を見 により対応が可能である。 んだ設計・施工が強いられ、 係数を定めた場合はその数値を乗 じたものとすることが出来る。 られず、一律に積雪対策を施さな ければならないのは不合理であ によっては3.8mもの積雪を見 込む必要がある。屋根の葺き方、 オ質等を考慮した積雪荷重基準の 爰和が必要である。 動車の品質向上はその使用年数 長期化をもたらしている。その うな中、ユーザーの自動車整備 カイ、ユーケーの国事を選択 対する要請はより重要となって る。しかし、建築基準法におけ 土地の用途制限により、住宅地 おける自動車整備工場の建築が にの19日勤半空開工場の歴史派 制限されており、ユーザーに近い 位置での工場設置、建て替えが困 難となっている。そこで、自動車 整備工場の立地制限の緩和が必要 -定の環境対策がなされた自動車 整備工場の建築については、地域 の特性に応じて地区計画による用 途制限の緩和や地方公共団体の条 例により建築物の用途制限の緩和 過度な立地制限は、ユーザーの利 便性を損なう。また、現在の自動 車整備工場は環境対策も施されて 休的にけ以下の措置を要望 を定めることができる特別用途地 区を活用することできめ細かく対 応可能である。また、都市計画で 各用途地域ごとに建築可能な建築 新築の場合の整備工場設置で z1200500 自動車整備工場の立地 に関する規制緩和 建築基準法第48条 自動車整備工場の立地 に関する規制緩和 (社)日本経済団 体連合会 5102 510233 33 物の範囲又は建築してはならない 能面積の拡大 (1) 住宅専用地域について、5 建築物の範囲が定められている 定める用途地域の制限に合致しない個別の建築物については、当該用途地域の環境を害するおそれが i以下を条件に設置を認める(現行 ないもの等として特定行政庁が認 めて許可することで対応可能であ て、150㎡以下であることを条件に 设置を認める(現行50㎡以下) 3) 準住居地域について、300 以下であることを条件に設置を 忍める(現行150㎡以下) (4) 近隣商業・商業地域につい (47) 近隣尚集・尚集で域に入 で、500㎡以下であることを条件に 设置を認める(現行300㎡以下) 2. 第1・2種住居地域、準住居地 或における現有面積での建て替え

(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 措置の 措置の 分類 内容 該当法令等 制度の現状 |表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 その他 都市開発や住宅開発の進展による 都市公園の地下に変電所等を設け 需要の増加に伴う変電所の新設、 公共施設の建設に伴う既設変電所 の移転要請などにより、変電所用 おいていることに対しては、都市公園が都市の貴重なオープンスペースの性格を有していること等から、地下 の移転要請などにより、変電所用地を確保する必要がある。しかし、近年、特に都市部においては、一定の面積を必要とする変電都市公園法第7条所用地の確保が困難になってきて都市公園法施行令第1おり、変電所用地として公園の地2条2の2下を利用したいう要で増加加第8条。高い設備であり、また、地下に設置した場合、公園施設の利用を阻害することが少ないことから、変電所の設置条件を緩和し、公園の地下条送程できるようにすべきで 都市公園法 第7条第7号 占用物件のない面積をなるべく 確保するために公園の面積が2h a以上、占有面積の2倍以上という条件を設けているところであ 都市公園の地下に都市公園法施行 都市公園の地下に変電所を設置す 令第12条第2号の2に規定する る場合、公園の面積が2ha以 z1200510 都市公園地下への変電 都市公園法施行令 所の設置条件の見直し 第12条第2号の2 都市公園地下への変電 変電所を設置する場合、公園の面積が2ha以上であって、かつ、 (社)日本経済団 占有面積の2倍以上という 5102 510261 61 国土交通省 えている。 では、またであって、かつ、 は有面積の合計の2倍以上という。 を満たしている必要がある。 らの条件を撤廃もしくは緩和 所の設置条件 る。 一方、都市公園と他の施設とを立 体的に活用することが望まれる場 合もあり、地域の状況によっては 地下の利用ができるように、新た 都市公園法施行規則 条件を満たしている必要がある。 **ヾきである**. に公園立体区域を定めることがで きる制度(立体公園制度)を設け ることについて検討中。 地下を活用できるようにすべきである。 国土交通省より、「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成15年5月)」において、22(33)kV 配電用変圧器は、電気事業法上 「変電所」であるため、都市公園 法上も「変電所」として取扱うこ 空地を整備して災害の防止に資す ること等を目的とした都市の貴重 なオープンスペースの性格を有している都市公園に、公園施設以外の施設等を設けることは都市公園の効用を阻害する危険が高いた ととなり、上記規制対象であるとの回答があった。しかしながら、 35kV以下の変圧器については、電気事業法上は「変電所」であるも 都市公園に、変電所を設置する場合、地下に設け、変電所原部と地面との距離が原則として3メートル以下としないよう規制されている。 都市公園の地下に都市公園法施行 第7条第7号 め、都市公園法第7条において占 用物件を限定的に定めているとと もに、都市公園の管理に適正を期 のの、電気設備の技術基準の解釈 都市公園法第7条 においては、一定の条件を満たせ都市公園法施行令第12 ば、「変電所」に必要な設備対策 令第12条第2号の2に規定する 変電所を設置する場合、地下に設 都市公園における 22(33) k V配電用変圧 器の占有条件の緩和 都市公園における (社)日本経済団 体連合会 都市公園法施行令 z1200520 22(33) k V配電用変圧器の占有条件の緩和 62 5102 510262 変電所のうち22(33)kV配電所 変雷所頂部と地面との距離 第12条第2号の2 を圧器については、上記規制対象 から除外し、公園管理者の許可を なけた場合には地上への設置を可 すために特に変電所等については 地下に設け、変電所頂部と地面と の距離は、原則として3メートル をとらなくてもよいとされている。その結果、一般的な都市部の変電所の占有面積が800m2程度で え、原則として3メートル以下と しないことと規定されている。 都市公園法施行規則 能とすべきである。 以下としないこととの基準を定め ているところである。したがっ て、基準を満たさない変電所を設 あるのに対し、22kV配電用変圧器 の占有面積は4m2程度と、およ そ200分の1の広さに過ぎない。 よって、22(33)kV配電用変圧器 て、昼午でパルー けることは困難。 よって、22(33)(N配電和保安止器 は、電気事業法上「変電所」では あるものの、一般的な変電所に比 ベ十分小さく、地上に設置しても 公園の効用を著しく阻害するもの ではないと考える。 建築其準法第77条の20の担定 は、確認検査員により確認、検査 等が的確に実施されるため、必要 となる人数等の指定確認検査機関 津築基準法第77条の18による指定 建築基準法第77条の18 建築基準法第77条の20の規定 民間人がもう少し簡単に事業に参 建築基準法第77条の18 としての指定に係る最低限の基準 を定めたものであるが、その最低 人数については、病気、事故など **建認検査機関の申請を行うに当**が - 20 はおいては、指定確認検査機関の 指定の基準として、確認検査機関の 建築基準法に基づく指数を、建築物の種類、規模及び数 建築基準法に基づく指 定資格検定機関等に関 する省令第16条ただし 建築基準法に基づく指 民間人がもう少し簡単に事業に参 - 第77条の22 加できるようにすべきである。事 連築基準法に基づく指 国土交通省 業所が増えればそれだけ雇用も増 定資格検定機関等に関 する省令第16条 確認検査員の数が省令第169 z1200530 定資格検定機関等に関 する省令第16条ただし 5103 510301 個人 だし書き「当該合計した数が」 の突発的な事態を想定すると、1 人では業務を遂行できなくおそれ 未満であるときは2とする」とあ る。このただし書きの削除を要望 定資格検定機関等に関に応じて一定以上とすることとさ する省令第16条 れている。 があることから、2人以上置くこととしているものであり、ご提案の要件の緩和を行うことは困難で 国工父週百組織令 (技術調査課の所掌事 国土交通省における競争的資金 377 第三十条 技術調査課 制度には、「建設技術研究開発助成制度」と「運輸分野における基礎的研究推進制度」の2つがあ 第三十条 技術調査課 は、次に掲げる事務を つかさる。 一~五 (略) 六 建設技術に関する 研究及び開発並びにご れちの助成立とに違い れちの助成立と指導して、 「建設技術研究開発助成制度」 は、予算の範囲内で補助金を助成 する制度であり、研究機関への研 る。 「建設技術研究開発助成制度」 では当該業務に必要な所要額を概 技術に関する指導及び 質払いしている。 内関府 究費の支払、手続き等の迅速化に 努めることにより、対応可能であ 「運輸分野における基礎的研究 推進制度」を運輸施設整備事業団 普及に関すること(他 局及び官庁営繕部の所 国の競争的資金制度において、 国の競争的資金制度の 10 手続き等の迅速化・簡 国の競争的資金制度の掌に属するものを除 当連合会「産学官連携に関する提 (以下「事業団」という。平成1 5年10月より独立行政法人鉄道 建設・運輸施設整備支援機構に移 (社)関西経済連 大学発ベンチャーや産学連携が促 算払いの迅速な実施、手続き等(。 「運輸分野における其礎的研究 z1200540 手続き等の迅速化・ 5014 501410 簡素化、使途に関する規制を緩和 推進制度」では研究機関は事業団 との契約により研究を実施してい 技術安全課の所掌事 「スペリス主味の川手事 務) 第五十条 技術安全課 は、次に掲げる事務を つかさどる。 国土交通省環境省 るため 研究機関への研究費の支 払い、手続き等の迅速化・簡素化 は事業団の裁量によって可能であ - (略) の請求に基づいて支払っている。 の請求に基づいて支払っている。 が、研究機関は事業団との契約により研究を実施しているため、研団の行う運輸施股整備事業団法等をでいる。 で機関への研究費の支払い、手続き等の迅速化・簡素化は事業団の表別では、一般である。 業務に関すること。 - ハ (ぬ)

(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の概要 (対応策) 措置の 措置の 分類 内容 該当法令等 制度の現状 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) 項目名 その他 . 道路事業及び治水事業の直轄 事業負担金は、事業の実施状況に 応じ、負担金を9月、12月、3 月の年3回、都市公園事業の直轄 以下の点について、年内を目途に 調査し、対応策を検討する。 1.3月徴収の負担金について、 負担金は3月に徴収している。 負担金は3月に徴収している。 2. 徴収に際しては負担者の納付 道路法§53、河川法 手続きに要する期間を考慮し、納 2月時点の繰越見込額等の負担金 を徴収しないこととした場合、直 適用事項 に、現年度に国に対して負担金を 支払っているため改正する必要が ある。 加については地方財政 法第17条の2第2 項) 道路法§53 、河川法 手続きに要する期間を考慮し、納 §60、砂防法§14、付期限の約1ヶ月前に納付金額を 負担者のてに通知している。 28.都市公園法§12の3 第 3 3 月徴収の負担金について は、2月に対付金額を通知しているが、この時点では事業の翌年度 繰越額等の確定事業進が足るるため、年度内の事業進捗による支払 財源の不足を生じさせないよう、 負担金の未徴収分を徴収している。 軽事業の執行に影響が出ないよう z1200550 国の直轄補助事業負担 金制度の見直し 4 国の直轄補助事業負担 金制度の見直し 繰越による翌年度実施に係る負抗 金は翌年度請求・支払とすること 繰越見込額等の算定が可能かどう 5095 509504 鳥取県 . 事業の進捗によっては、年度 当初(4~6月)にも負担金を徴 収する必要が生じ得るが、各都道 府県等において財源措置等の対応 が可能かどうか。 リース及び割賦販売(以下、 リース及び割職級がにくい下、 「リース等」という。 設備を使用する顧客等は、次のような補助金制度を利用する等が用する うなさい。また、リース等が利解できる補助金制度であってきる補助金制度であってもも顧客 できる補助金制度であっているため改 ・リース等が競争条件で著しく不 要望内容は事実誤認である。 国土交通省が実施している低公害 車普及促進対策費補助金は低公害 ース等が競争上不利 (社)リース事業 となる補助金制度・税 ならい。 3・4 (略) 低公害車等の促進対策費 低公害車等の必要項間付付 付要網第16条第 2 項の別 に定める別限期間係) 交付要網第16条第 2 項の に定める別間は、 に定める別間は、 財産により次の期間とする。 要望内容は事実誤認である。 39 5034 503439 制等について(1)補助金制度 低公害車普及促進対策費補助金 リース等の適用はあるが、原則。 て法定耐用年数を経過するま アミスを耐用中数を経過するよう。 使用等の義務がある。乗用車の設 定耐用年数は6年となっている が、車検サイクルの関係で5年を 希望する顧客が多く使用実態とす る。 低公害車 最大積載量 2 トン以下の 低公害トラック: 3 年 最大積載量 2 トン起の低 公害トラック: 4 年 低公害バス: 5 年 ディーゼル徴粒子除去装 置: 2 年 難しないよう改善すること。 公用車のリースによる導入は、車 両管理面やコスト削減面から今後 を一基本様式を定め 団体や法 祝一基本様式を足め、団体や伝/ の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。 また、昨今のIT社会化に対応 促進される事が想定される。その 点で、官民両サイドの事務作業の 効率化、円滑化の観点から入札制 官公庁の入札制度、契 約40年の75年 5008 オリックス(株) 全省庁 約制度の改善 度の諸手続きの統一化に関する措 置を講ずる必要があるものと考え 申請業務をITと紙の選択制 非公共事業の全ての契 様式が多様化しないよう、すで ご電子入札システムを立ち上げて 官公庁の入札制度において、参 z1200570 官公庁の入札制度、 約制度の改善 いる総務省様式に沿って、合せて 官公庁・地方自治体の 38 入札制度、契約制度の (社)リース事業 5034 全省庁 協会 「と紙の選択制とすべき。 軸重規制については、今般フル積 載対応海コン用トレーラを牽引するトラクタのうち、必要な条件を 満たす 2 軸トラクタについては、 駆動軸重 1 1.5トン以下まで認 車両の保安基準第4条 められたところであるが、物流効 車の保安基準第4条 率化の促進及び物流コストの低減 令第3条第1項第二号 の条件を満たすエアサス車の駆動 動についても、軸重の10トン関 (社)全日本ト ラック協会 駆動軸重の軸重規制緩 :1200580 駆動軸重の規制緩和 5057 駆動軸重の軸重規制緩和 自動車の軸重 最大10トン 軸についても、軸重の10トン規制を欧州並の11.5トンへ引き 上げられたい。

(回答欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策) 該当法令等 制度の現状 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 制度の所管官庁 等 その他(特記事項) 項目名 その他 |表番号 道路運送車両法及7%保安基準7 見定されているセミトレーラの『 『総重量(トレーラ + 積荷)の』 岡総皇皇(ドレーフ・横両)の1 限を、現行の28トンから36ト ンまで引き上げるべきである。 ・併せて、道路法及び車両制限令 セミトレーラの積載基 準の緩和 (特殊車両の (社)日本鉄鋼連 5005 500501 総重量規制の緩和) 定)において、15年度中に検 対・実施とされているが、既存の 基準認定取得車両のうち緩和期 付されていない車両に対する時 E6月の自交局長诵達の実施時期 〒0月の日文周長遺産の美施時が本年10月に迫っているため、 昆乱を避ける意味からも本件の5 胡実施を望むものである。 車両総重量に係る規制緩和につい ては、平成15年3月28日に閣 議決定された、規制改革推進3ヶ 年計画において「15年度検討 年計画において 15 年度検討・ 実施」される事が明記されてお 国土交通省 道路運送 り、セミトレーラの車両総重量 規制については現行の28トンか 条、車両制限令第3条 ら36トン程度まで、また、連結 車両総重量については現行の36 トンから44トン程度までの引き セミトレーラ車両総重量及び連結 車両総重量規制の緩和 セミトレーラの車両総重量規制 割 36トン セミトレーラ車両総重 量及び連結車両総重量 (社)全日本ト 5057 ラック協会 規制の緩和 道路法第47条第1百 及び第2項並びに第4 7条の2第1項 上げについて早期に実施された 分割可能貨物を積載するセミト レーラ等連結車両の総重量規制の 緩和については、総合規制改革会 車両制限令第3条第1 項第2号イ及び第2項 車両総重量の一般的制限値は、単 車にあっては高速自動車直過及び ポン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可 がン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可 の取扱いについて(平 が割可能貨物を積載す成6年9月8日建設省 は最大36トン、その他の道路では21200590 るセミトレーラ等連結道路局道路交通管理課 車両総重量規制緩和 長通達) 援利については、総合規制改革会 議第2次答申を踏まえ作成された 「規制改革推進3か年計画(再改 定)」(平成15年3月28日閣 議決定)において、重量が車両制 限令に定める最高限度を超える車 両の通行に関し、安全性を確保し つつ物語、第2年数を表表と · 道路法第47条第2項 (車両制限令第12条) ・道路運送車両法第4 条(道路運送車両の係 つつ物流を効率化するためのセミトレーラー等の積載条件(車両総重量)の見直しについて、平成15年度中に検討し、実施するとされたことを受けて、現在、規制の見直しについて検討を進めているとって 安基準第55条第1頃) 道路運送車両法第40条 (道路運送車両の保安 基準第55条第1項) 基準第55条第1項) 基準緩和自動車の認定 「規制改革の推進に関する第2次 3項 あおり型 スタンション型 船原 型等、構造が特殊な車両の総重量 を、高速自動車国道、指定道路に あおり型、スタンション型、船底型等構造が 特殊な車両の総重量規 基準緩和自動車の認定 (社)日本経済 団体連合会 51 5102 510251 いて、ISO規格40フィート海上 要領について(平成9 年9月19日、自技第193 号、運輸省自動車交通 コンテナのフル積載の輸送と同 44トンまで引き上げるべき 引特権率向の通行計可の 取扱について) ・建設省道路局交通管 理課長通達「建設省道 交発第40号」(1988年 3月31日付け)(特種 車両通行許可限度算定 要領について) 局長通達) · 道路運送車両法第40 急 条(道路運送車両の保 安基準第55条第1項) ・基準緩和自動車の認 定要領について(通達:1997年9月19日、 自技第193号、一部改 セミトレーラについて、高速自動 正2002年6月21日付け 国自貨第2号、国自技 第34号) 管申」を踏まえつつ、物流効率化・道路法第47条第2項 に向け、安全性、道路構造上の問(車両制限令第3条、 題をクリアするための多面的な検第12条) 計で力とともに、物流等業者の・建設省道路局交通管 意見を聴取した上で、セミトレー理課長通達「建設省道 ラについて早期に総重量規制を緩交発第15号」(1996年 3月28日付け)(パン 車国道、指定道路において44トン までバラ積み輸送が可能となるよ う、保安基準におけるセミトレー の車両総重量規制を28トンか の年間続望量焼間で201フが トンに引き上げるべきである。 た、上記保安基準による車両約 (社)日本経済 セミトレーラの積載条 52 5102 団体連合会 件の緩和 重量引き上げと併せて、道路法は 高速国道、指定道路でISO海 3月29日付け)(バン型等の連結車に係る特種車両の通行許可の取 コンテナと同様44トン(トラグ ー + トレーラ + 積荷)まで引き) 上げるべきである。 扱について) ・建設省道路局交通管 ・建設省道路局交通管 理課長通達「建設省道 交発第40号」(1998年 3月31日付け)(特種 車両通行許可限度算定 要領について)

(回答欄) 措置の概要 (対応策) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 規制改革要望事項 (事項名) 措置の 分類 内容 項目名 該当法令等 制度の現状 その他 要望主体 別表番号 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 制度の所管官庁 等 その他 (特記事項) 高齢者・身体障害者等公共交通権 公共交通機関の利用が困難な者の 移動手段を確保する必要がある。 1項 国土交通省 関による移動が制約される者をポランティア等が輸送する場合にお ける有償運送を認める。 6 有償運送の可能化 1206 6011 鳥取県 NPOによるボランティア輸送に ついては、「構造改革特別区域法 に係るNPOによるボランティア 輸送としての有償運送可能代事業 における道路正対する取扱いにつ いて」(平成15年3月18日付 け国国統第231号)(において、 1年成15年3月18日付 にあける地域と18日代 にあける場合である。 18日間を18日間では、 18日間では、 18日間では 18日間では 18日間では 18日間で 18日で 18日間で 18日間で 18日間で 18日で NPOによるボランティ ア輸送としての有償運 送可能化事業 可要件を緩和したところである が、当該制度については、特区に おける結果を検証の上、全国実施 特定非営利活動 1206 6012 601201 法人 国土交通省 のみに認められている。 都道府県知事は、はり紙等を自ら 除却し、又はその命じた者若しく は委任した者に除却させることが 屋外広告物法の特例に係る申請状 況及びその効果等を踏まえて、当 該特例を全国規模に拡大すること を検討する予定。 現行においては、のぼり旗等に1 平成11年の屋外広告物基本問題検 張り紙等と同様行政庁は自ら除去 張り紙等と同様の簡易除去物対応 し、又はその命じた者若しくは委 にすることにより、張り紙除去と 屋外広告物法第7条第4 国土交通省 任した者が簡易除去する。 z1210020 違法広告物の簡易除去 屋外広告物法 措置の対象範囲の拡大 第7条 は安住した日に、はないできる。 できる。 のぼり旗等についても、特 区の特例(基本方針別表120 9)により対応可能。 違法広告物の簡易除去 措置の対象範囲の拡大 いては簡易除去の対象となってにないので、簡易除去の対象とす 計委員会の報告書の中で簡易除去 を行うことが出来るよう検討すべ きである旨の提言がされている。 長野県 1209